

長崎県公共施設等総合管理基本方針

令和8年6月

長崎県

〔目 次〕

はじめに

第1 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 公共施設等の保有状況	2
2 公共施設等の老朽化状況	9
3 今後の県内人口の見通し	13
4 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費見込み及び財政状況	15

第2 ファシリティマネジメントの推進

1 これまでのファシリティマネジメントの取組	21
2 目指すべきファシリティマネジメントの姿	21
3 推進の基本となる考え方	22

第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 対象期間	25
2 全庁的な取組体制の構築及び情報共有化	25
3 現状や課題を踏まえた基本認識	25
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
5 フォローアップの方針	31
6 過去に行った対策の実績	31
7 S D G s の理念を踏まえた取組について	32

第4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
-----------------------------	----

用語集	57
-----------	----

はじめに

本県においては、昭和 40 年代から 50 年代に多くの施設が整備されましたが、既に 40 ～50 年程度が経過し、老朽化が進んできていることから、施設の大規模修繕や更新の時期を集中して迎えることとなります。一方、本県の人口は、昭和 35 年の 176 万人をピークに減少傾向が続くとともに、少子高齢化により人口の年齢構成も大きく変化しています。加えて、本県は自主財源に乏しい脆弱な財政構造であることから、総人件費の抑制をはじめとする行財政改革に取り組んできましたが、今後も人口減少に伴う地方交付税の減少や社会保障関係経費の増加などにより、厳しい財政状況が続くことが見込まれています。

こうした状況を踏まえ、県では、庁舎、学校及び警察施設などの建物施設については、平成 22 年度に策定した「長崎県ファシリティマネジメント導入基本方針¹」に基づき、また、道路、橋りょう及びトンネルなどのインフラ施設については「長崎県公共土木施設等維持管理基本方針²」に基づき、適切な維持管理や新たな有効活用に努めてきたところです。

この間、国においては施設の老朽化を要因とする重大事故の発生を教訓として、国民の安全・安心を確保しながら、中長期的な維持管理・更新等のトータルコスト縮減や予算平準化を図るため「インフラ長寿命化基本計画³」を平成 25 年 11 月に策定しました。

さらに、この基本計画に基づく行動計画を、国においてはインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画」として省庁ごとに、地方においては厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うための「公共施設等総合管理計画」として地方公共団体ごとに策定することとされました。

これを受けて、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指すため「長崎県公共施設等総合管理基本方針（以下、「基本方針」という。）」を平成 27 年 12 月に策定（令和 3 年度改訂、令和 5 年度一部改訂）いたしました。

今回、「長崎県ファシリティマネジメント導入基本方針」で示されているファシリティマネジメントの考え方及び取組を改めて記載するとともに、対象期間を令和 8 年度から 5 年間とするなどの改訂を行いました。

引き続き、本基本方針及び個別施設計画に基づき施設の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等に取り組んでまいります。

第 1 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 公共施設等の保有状況

基本方針では、県が保有するすべての建物施設⁴、インフラ施設⁵及びその他施設⁶（以下、「公共施設等」という。）を対象とします。

まず建物施設の保有状況を示し、次にインフラ施設及びその他施設の保有状況を示します。

(1) 建物施設(庁舎・学校・警察施設など)

普通地方公共団体の保有する建物施設は、行政財産と普通財産に分類されます。行政財産とは公用（庁舎など）又は公共用（学校など）に供している財産をいい、行政財産以外の財産を普通財産（公舎など）といいます。

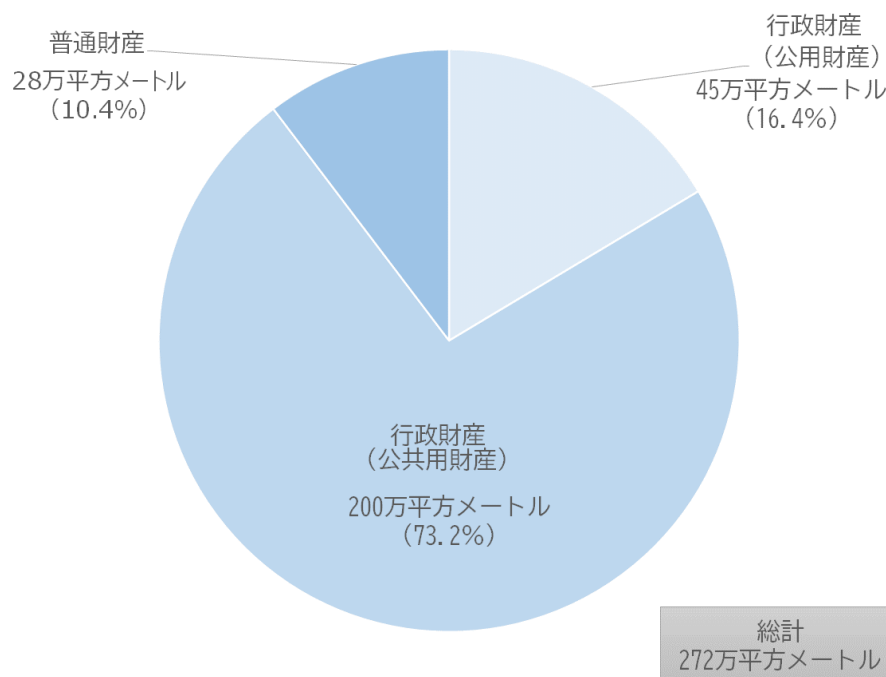
長崎県が保有する建物施設の現状を見てみると、令和 7 年 3 月 31 日現在で延床面積約 272 万平方メートルとなっています。

図表 1 建物施設の用途別保有量内訳表（公有財産表 各年 3 月 31 日現在）

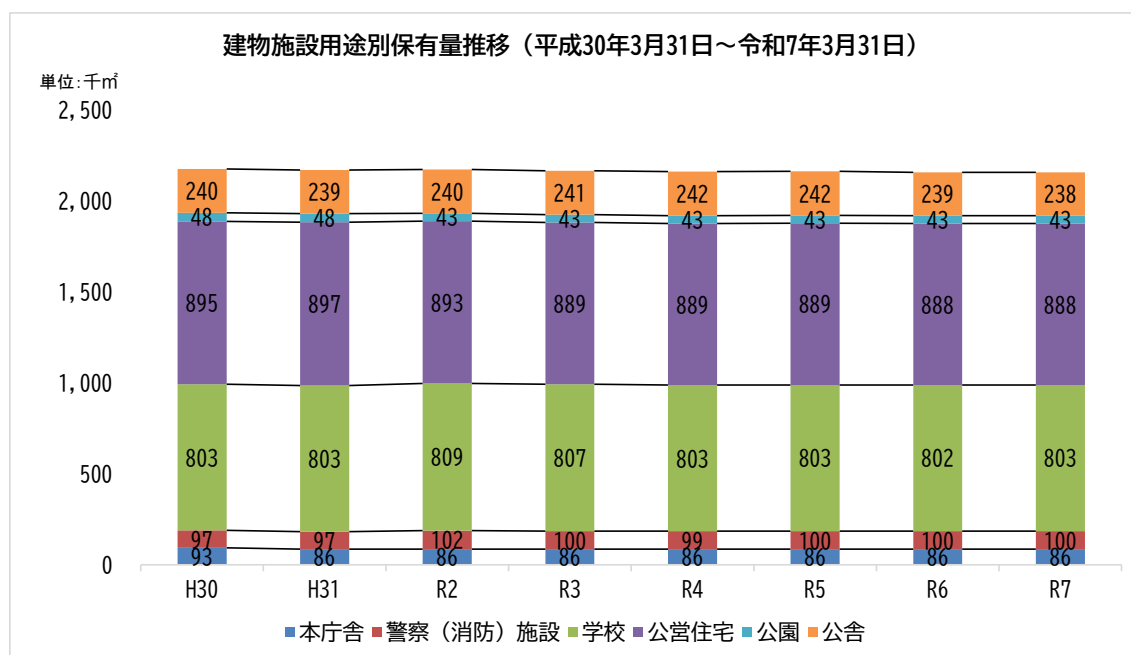
用途区分			令和3年		令和7年	
			棟数	面積（㎡）	棟数	面積（㎡）
行政財産	公用財産	本庁舎	8	85,646	8	85,646
		警察（消防）施設	432	99,617	432	99,759
		その他の施設	731	263,147	727	258,974
		小計	1,171	448,410	1,167	444,380
	公共用財産	学校	1,306	807,055	1,292	802,759
		公営住宅	555	889,119	557	888,480
		公園	203	42,744	202	42,802
		その他の施設	383	259,460	393	256,770
		小計	2,447	1,998,378	2,444	1,990,810
	合計		3,618	2,446,788	3,611	2,435,190
普通財産	公舎	815	241,186	788	237,600	
	住宅	3	3,104	2	1,506	
	その他の施設	103	38,170	100	44,305	
	合計	921	282,460	890	283,411	
総計			4,539	2,729,248	4,501	2,718,601

建物について用途別の割合は、行政財産が約 90 パーセント、普通財産が約 10 パーセントの構成となっています。

図表 2 建物施設の用途別割合（公有財産表）



図表 3 建物施設の用途別保有量の推移



(2) インフラ施設(道路・港湾・河川など)

本県においては、今日まで県民生活の向上や経済活性化、及び農林水産業の振興を図るため、必要な道路、空港、港湾、ダム、砂防施設等、流域下水道、公園、農林水産基盤施設などの公共性の高い施設の整備に取り組んできました。

本県が保有するインフラ施設（令和7年3月31日現在）は道路延長2,453km、港湾81港、流域下水道1、都市公園5公園、漁港51漁港などとなっています。



鷹島肥前大橋（松浦市・唐津市）



長崎県立総合運動公園陸上競技場（諫早市）

図表 4 インフラ施設の施設類型別保有量内訳表（令和 7 年 3 月 31 日現在）

施設類型		延長等
交通施設	橋梁	738 橋（延長 15m以上）
	舗装	183 路線、2,453km
	トンネル	144 本
	港湾	81 港
	海岸	海岸保全施設 382km
	空港	福江、対馬、壱岐、上五島、小値賀
交通安全施設	交通信号機	2,322 基
治水・砂防	河川	376 河川、1,163km
	ダム	35 ダム
	砂防施設等	砂防施設 908 設備、地すべり防止施設 109 地区、急傾斜地崩壊防止施設 866 地区
下水道	流域下水道	大村湾南部流域下水道 （処理場 1、幹線管渠 5.3km）
公園	都市公園	総合公園 4 公園、広域公園 1 公園
	自然公園	国立公園 2、国定公園 2、県立公園 6、長距離自然歩道 1
	森林公園	長崎県民の森
農林水産基盤	土地改良事業関連施設	農業水利施設 14 ダム、農道 1 路線、海岸保全施設（指定区域）570 区域、地すべり防止施設（指定区域）78 区域
	林道橋梁	5 橋
	治山施設	溪間工（治山ダム 1,768 基等）、山腹工（土留工 53,500m等）、地すべり防止施設（指定区域）78 区域、海岸保全施設（指定区域）36 区域
	漁港	51 漁港
	海岸	海岸保全施設 40km

(3) 有形固定資産の状況

本県の有形固定資産の合計（令和7年3月31日時点）は、取得価額が6兆6,644億円、減価償却累計額が3兆9,907億円、差引きの現在簿価が2兆6,737億円となっています。

現在簿価のうち、事業用資産が2,930億円、インフラ資産が2兆3,697億円、物品が109億円となっています。（図表5）

図表5 有形固定資産台帳（令和7年3月31日時点）

有形固定資産台帳(R7.3.31 現在)

(単位：千円)

		取得価額	減価償却累計額	現在簿価
事業用資産		661,801,785	368,784,168	293,017,617
事業用資産	土地	93,767,843		93,767,843
	立木竹	18,664,475		18,664,475
	建物	446,364,935	311,148,683	135,216,252
	工作物	25,366,904	17,350,588	8,016,315
	船舶	4,532,535	3,661,225	871,310
	浮標等	64,067,268	35,626,171	28,441,097
	航空機	997,500	997,500	0
	建設仮勘定	8,040,325		8,040,325
インフラ資産		5,964,366,662	3,594,635,072	2,369,731,589
土地	急傾斜地崩壊危険区域	21,259		21,259
	漁港	6,914,805		6,914,805
	港湾	9,921,035		9,921,035
	土地改良資産関連施設	55,493		55,493
	道路	115,403,669		115,403,669
	土地計	132,316,262		132,316,262
建物	漁港	728,762	364,179	364,583
	港湾	1,734,210	1,117,006	617,203
	都市計画	913,945	746,451	167,494
	建物計	3,376,917	2,227,637	1,149,281
工作物	トンネル	71,601,953	27,519,672	44,082,281
	海岸保全区域	684,557,941	547,826,109	136,731,832
	急傾斜地崩壊危険区域	23,435,840	13,282,251	10,153,589
	漁港	617,970,584	480,285,339	137,685,245
	橋りょう	154,816,219	96,541,623	58,274,597
	空港	10,591,629	8,663,346	1,928,283
	港湾	1,576,978,294	1,070,239,270	506,739,023
	砂防設備	202,338,513	147,220,785	55,117,728
	治山施設	139,553,669	90,897,721	48,655,948
	地すべり防止地区区域	26,993,525	13,855,603	13,137,922
	都市公園	21,298,430	14,298,654	6,999,775
	土地改良資産関連施設	50,768,956	28,220,074	22,548,882
	道路	2,019,809,625	1,053,429,279	966,380,346
	林道	494,840	127,709	367,131
	工作物計	5,601,210,018	3,592,407,436	2,008,802,582
建設仮勘定		227,463,465		227,463,465
物品		38,190,247	27,286,376	10,903,871
有形固定資産合計		6,664,358,694	3,990,705,616	2,673,653,078

※四捨五入の結果一致しない箇所がある

$$\star \text{有形固定資産減価償却率 (64.5\%)} = \frac{\text{減価償却累計額 (3,990,706百万円)}}{\text{土地・立木竹・建設仮勘定を除く取得価額 (6,184,106百万円)}}$$

また、有形固定資産（土地、立木竹及び建設仮勘定の非償却資産を除く）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を「有形固定資産減価償却率」と言い、耐用年数に対してどの程度経過しているのかを把握することができます。

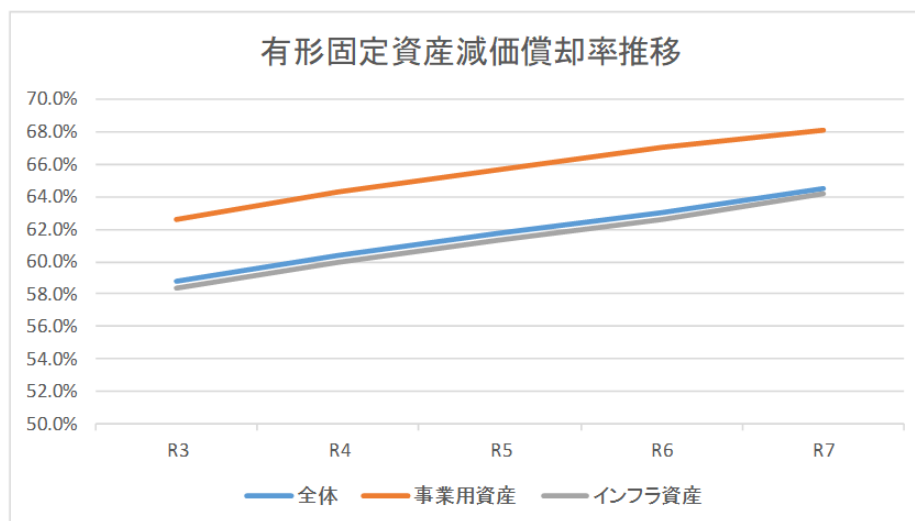
令和 7 年 3 月 31 日時点での本県における有形固定資産減価償却率は 64.5%となっています。（図表 6）

（参考）

有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建て替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

図表 6 有形固定資産減価償却率の推移（R3.3.31～R7.3.31）

	R3	R4	R5	R6	R7
全体	58.7%	60.4%	61.8%	63.0%	64.5%
事業用資産	62.6%	64.3%	65.7%	67.0%	68.1%
インフラ資産	58.3%	59.9%	61.3%	62.6%	64.1%



(4) その他施設(交通局・長崎県立大学)

交通局施設には、本局、整備工場、営業所（長崎、東長崎、長与、諫早及び大村）及びターミナル（長崎・諫早・大村）等があり、令和 7 年 3 月 31 日現在で延床面積約 1 万 8 千平方メートルとなっています。

長崎県立大学施設には、佐世保校及びシーボルト校等があり、令和 7 年 3 月 31 日現在で延床面積佐世保校約 2 万 6 千平方メートル、シーボルト校約 3 万 7 千平方メートルとなっています。

図表 7 その他施設の施設類型別保有量内訳表（令和 7 年 3 月 31 日現在）

施設類型		棟数・面積（㎡）
交通局	事務所等	本局、中央整備工場等 7 棟、14,083.87 ㎡
	ターミナル	長崎ターミナル等 3 棟、3,587.92 ㎡
長崎県立大学	佐世保校	校舎等 12 棟、25,394 ㎡
	シーボルト校	校舎等 13 棟、36,627 ㎡



交通局本局（長崎市）



交通局中央整備工場（諫早市）



長崎県立大学佐世保校（佐世保市）



シーボルト校（長与町）

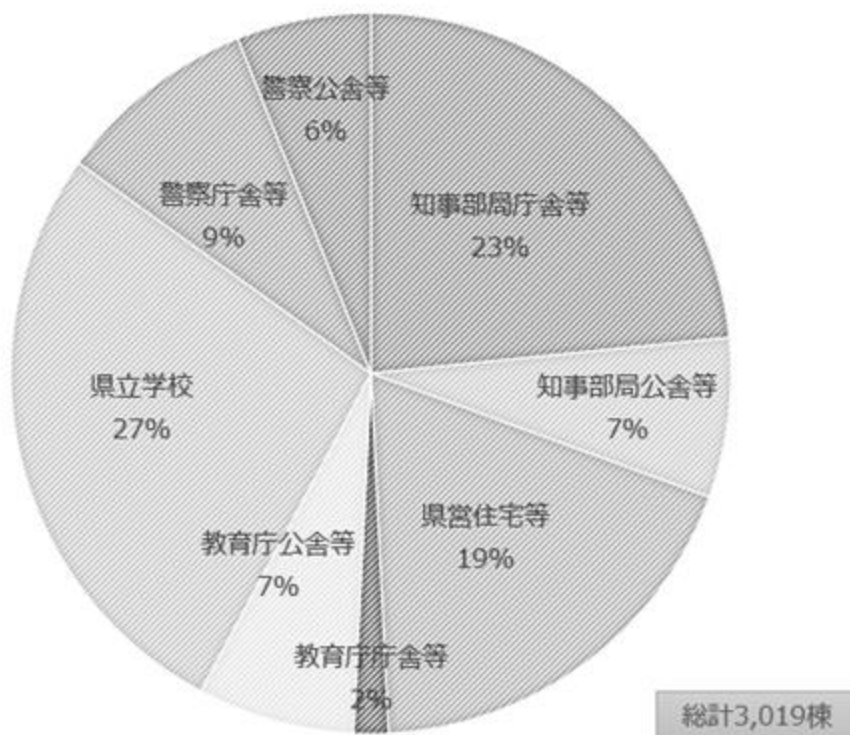
2 公共施設等の老朽化状況

(1) 建物施設(庁舎・学校・警察施設など)

建物施設のうち1棟当たりの延床面積が50平方メートル以上の建物は、令和7年3月31日現在で3,019棟にのぼります。

これを部局別用途別に見ると、県立学校、知事部局庁舎等及び県営住宅等で約70パーセントを占めます。

図表8 建物施設の部局別用途別内訳（3,019棟）

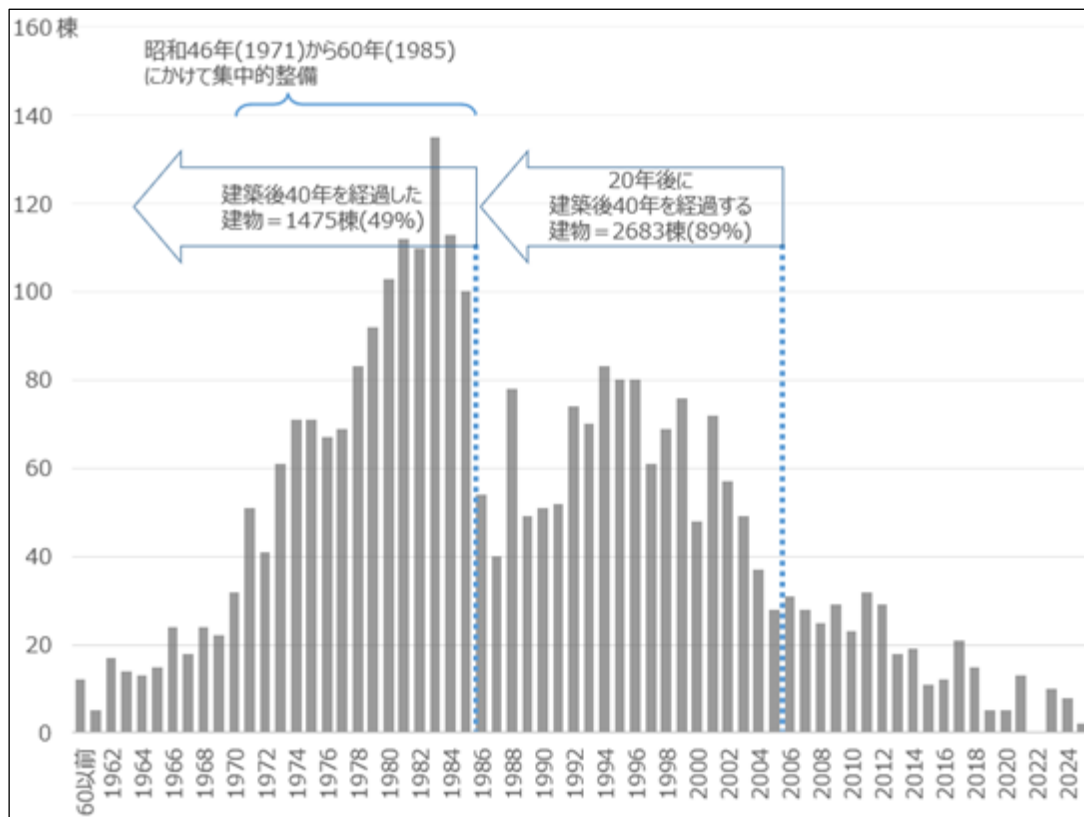


さらに建築年別に見ると、高度経済成長期以降、公営住宅や教育施設等の行政需要が増大し、特に昭和46年（1971年）から60年（1985年）にかけて集中的に整備が進められました。

これにより、建築後40年が経過しているものは、1,475棟（49パーセント）ありますが、20年後には2,683棟（89パーセント）と急速に老朽化が進行します。

建物の寿命は、構造や電気設備、給排水設備など設備機能の状態に大きく左右されますが、完成後40から50年で建て替えるのが一般的であり、このことから考えると今後、維持補修や更新の費用が増大し、大きな財政負担となることが予想されます。

図表 9 建物施設の竣工年別内訳 (3,019 棟)



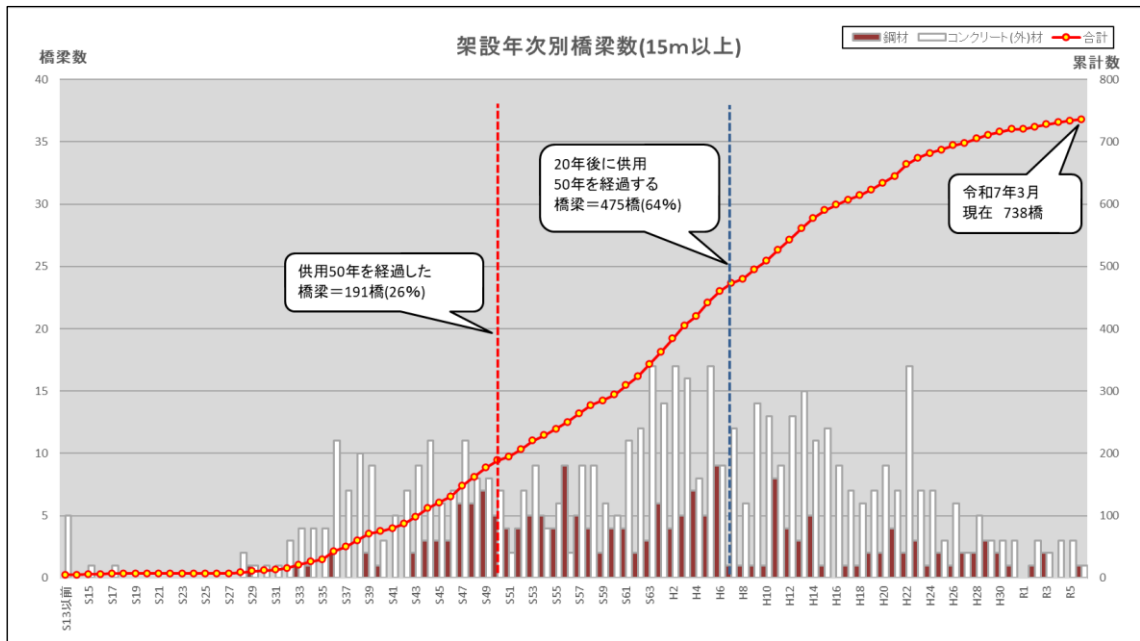
(2) インフラ施設(道路・港湾・河川など)

建物施設と同様、高度経済成長期以降、インフラ施設への行政需要が増大し、集中的に整備が進められました。

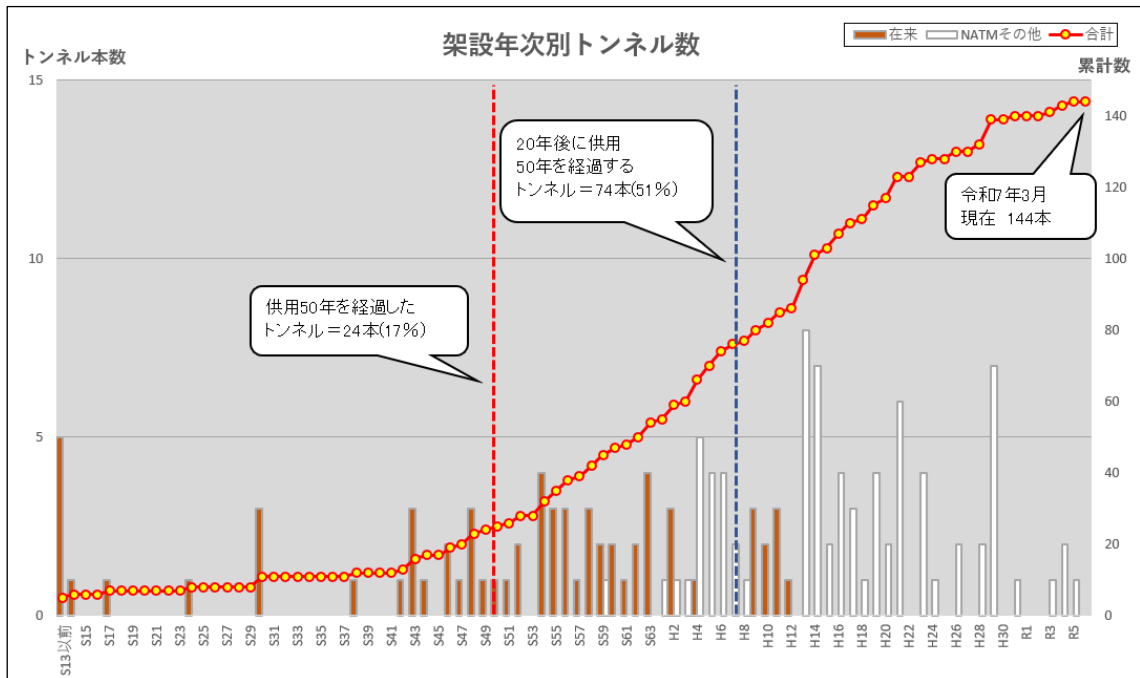
これにより、橋長 15 メートル以上の橋りょう（県道路管理者分）では、架設後 50 年が経過しているものは、令和 7 年 3 月 31 日現在 191 橋（26 パーセント）ありますが、20 年後には 475 橋（64 パーセント）となり、トンネルにおいても建設後 50 年経過しているものは 24 本（17 パーセント）ですが、20 年後には 74 本（51 パーセント）と急速に老朽化が進行します。同様に、橋りょう・トンネル以外の施設も老朽化が進行しているものと推察されることから、今後、維持補修や更新の費用が増大し、大きな財政負担となることが予想されます。

また、大村湾南部流域下水道は平成 11 年度末に供用を開始し、処理場（土木・建築・設備（機械・電気））、幹線管渠等といった施設を運転管理しています。このうち、処理場については設備の老朽化に伴い、改築・更新を行っています。土木・建築や幹線管渠等については現在、改築が必要なほど老朽化が進んでいませんが、今後、定期的に点検・調査を行い必要な措置を講ずることが必要です。

図表 10 架設年次別橋りょう数（令和 7 年 3 月 31 日現在）



図表 11 架設年次別トンネル数（令和 7 年 3 月 31 日現在）



(3) その他施設(交通局・長崎県立大学)

交通局の主な施設のうち、本局・長崎営業所及び中央整備工場・諫早営業所以外については、いずれも昭和 49 年（1974 年）以前に整備されており建築後 47 年以上経過しています。

長崎県立大学佐世保校の主な施設のうち、4 号館、5 号館、6 号館、附属図書館及び体育館以外については、いずれも昭和 42 年（1967 年）から 44 年（1969 年）に整備されており、築後 50 年以上が経過して更新時期を迎えたことから、平成 28 年 4 月の学部学科再編と併せて、建替事業に取り組んできました。令和 8 年度までのキャンパス整備を完了させるべく、引き続き取り組んでまいります。

なお、交通局の本局等、佐世保校の 4 号館、5 号館、6 号館等及びシーボルト校については、それぞれ比較的新しい施設ですが、定期的な維持補修や必要に応じた劣化度調査、大規模修繕等、長寿命化に向けた計画的な対応が必要です。

3 今後の県内人口の見通し

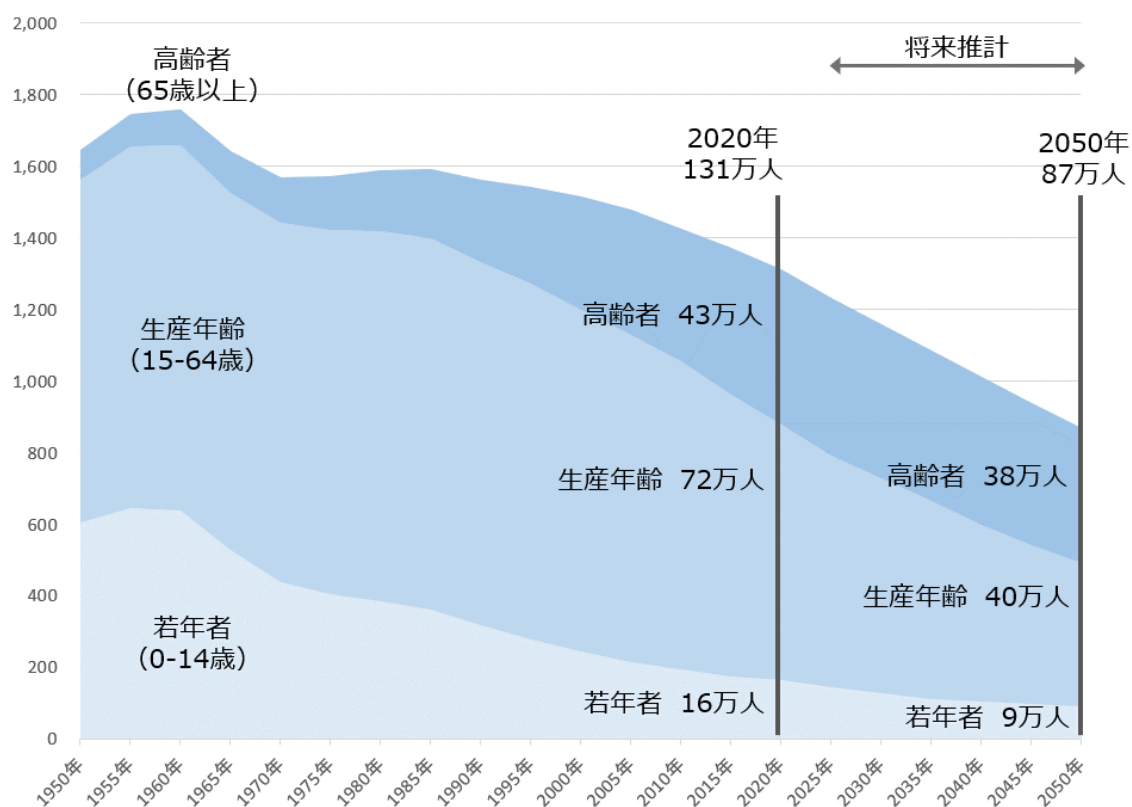
(1) 県内人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所が、令和 5 年に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、県内人口は令和 2 年（2020 年）の約 131 万人に対し、令和 32 年（2050 年）には約 87 万人と、44 万人が減少するものと推計されており、減少率にして▲33.6 パーセント、同時期の全国の減少率▲17.1 パーセントを大きく上回るペースで人口減少が進むものとされています。

特に、若年者（15 歳未満）の県内人口は約 16 万人が約 9 万人に減少（減少率▲43.8 パーセント）、県内人口に占める割合は 12.2 パーセントから 10.3 パーセントまで低下します。

また、高齢者（65 歳以上）の県内人口についても約 43 万人が約 38 万人に減少（減少率▲11.6 パーセント）しますが、県内人口に占める割合は 32.8 パーセントから 43.7 パーセントまで上昇し、実に 5 人に 2 人が高齢者となります。

図表 12 県内人口の推移（将来推計人口）



(2) 長崎県長期人口ビジョンと長崎県中期人口見通し

平成 27 年 10 月に策定、令和 2 年 3 月に改訂した「長崎県長期人口ビジョン」は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を基本として、2060 年における本県人口の長期的な将来展望を示しています。

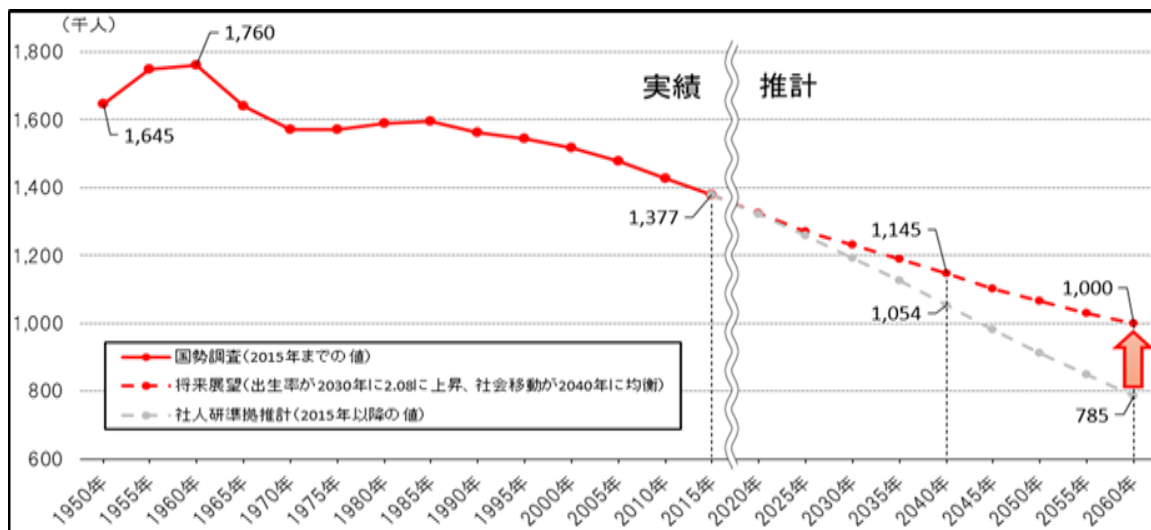
「長崎県長期人口ビジョン」では、2030 年までに合計特殊出生率を、策定当時の県民の希望出生率である 2.08 まで段階的に上昇させるとともに、将来人口の推移に大きな影響を及ぼす転出超過に早期に歯止めをかけることに全力で取り組み、2040 年に社会移動の均衡を達成することで、令和 32 年（2060 年）において 100 万人程度の人口水準を確保することを目指しています。

一方で、2026 年からの総合計画（総合戦略としても位置付け）の策定にあたっては、社会経済情勢等の変化や人口の現状などを踏まえる必要があるため、その基礎資料として、次期総合計画の期間である 2026 年から 2030 年までの 5 年間を中心として、2035 年までの 10 年間における人口の見通しを示す、「長崎県中期人口見通し」を令和 7 年 9 月にまとめました。

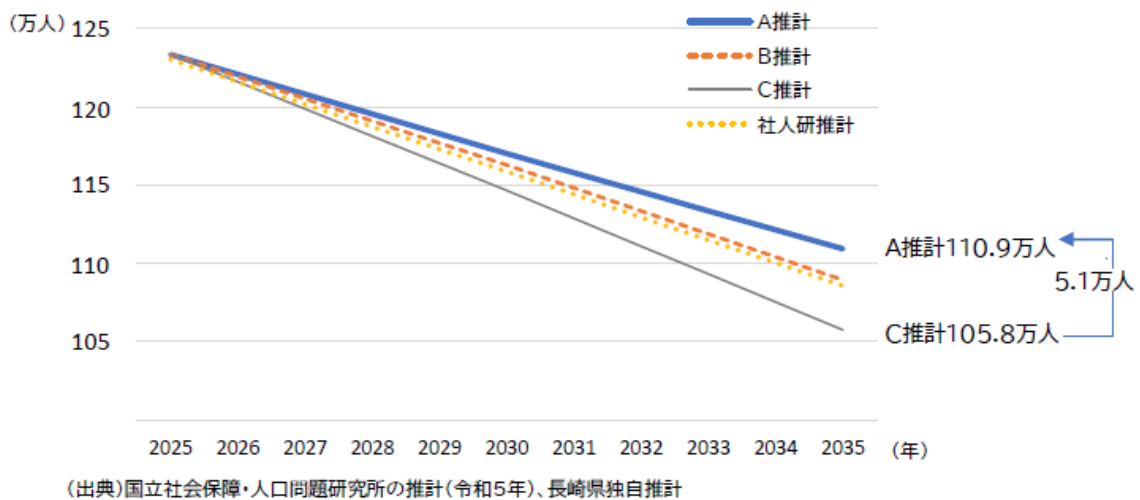
「長崎県中期人口見通し」では、本県の人口の現状や国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年推計を基礎とし、自然動態と社会動態を複数のパターンで推計しており、県としては、当面、次期総合計画に基づき実施する施策の効果が反映された場合として仮定した、A 推計を目指すこととしております。

A 推計では、2035 年までに合計特殊出生率を、県民の希望出生率である 1.84 まで段階的に回復させ、近年、転出超過に改善の傾向がみられる社会動態については、「長崎県長期人口ビジョン」と同様に、2040 年に社会移動の均衡を目指すこととしており、この場合における 2035 年の本県の総人口は約 110 万 9 千人と推計しております。

図表 13 長崎県長期人口ビジョンにおける総人口の将来展望



図表 14 長崎県中期人口見通しにおける 2035 年までの人口展望



4 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費見込み及び財政状況

(1) 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費見込み

〔建物施設〕

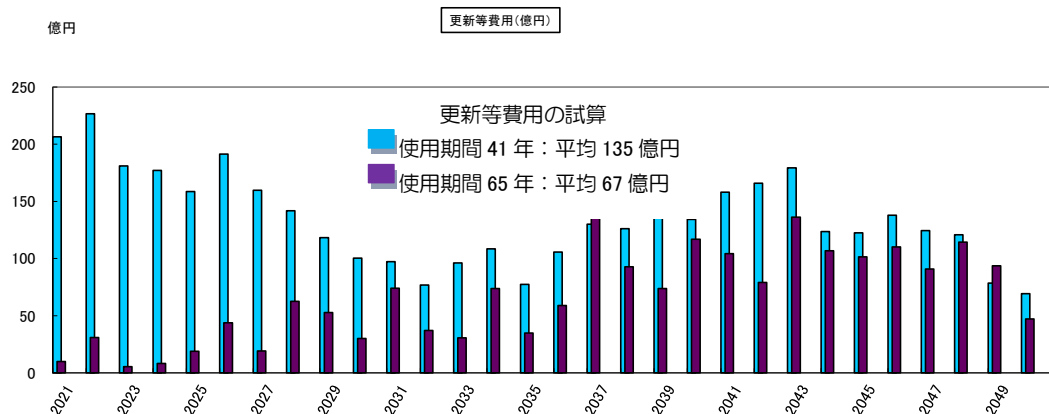
総務省が提供する試算ソフト⁷により、建物施設の大規模修繕や建て替えに要する経費の試算を行いました。

現在保有する建物施設を廃止することなく同じ構造・延床面積で建て替える場合を想定し、公共施設等の全国平均使用期間 41 年⁸のケースと、「第 2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中、「(5) 長寿命化の実施方針」において後述する使用期間 65 年のケースを設定し、試算結果を比較しました。

その際、対象建物は、長寿命化の効果が期待できる、耐震化された鉄筋コンクリート造（RC 造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）の建物 170 施設（455 棟）を抽出しました（県営住宅及び職員公舎を除きます）。

使用期間 41 年のケースでは、今後 30 年間で約 4,040 億円、年平均約 135 億円が、使用期間 65 年のケースでは同じく今後 30 年間で約 2,009 億円、年平均 67 億円が必要と試算され、この結果、長寿命化した場合の方が 30 年間で約 2,031 億円、年 68 億円のコスト縮減が見込まれます。

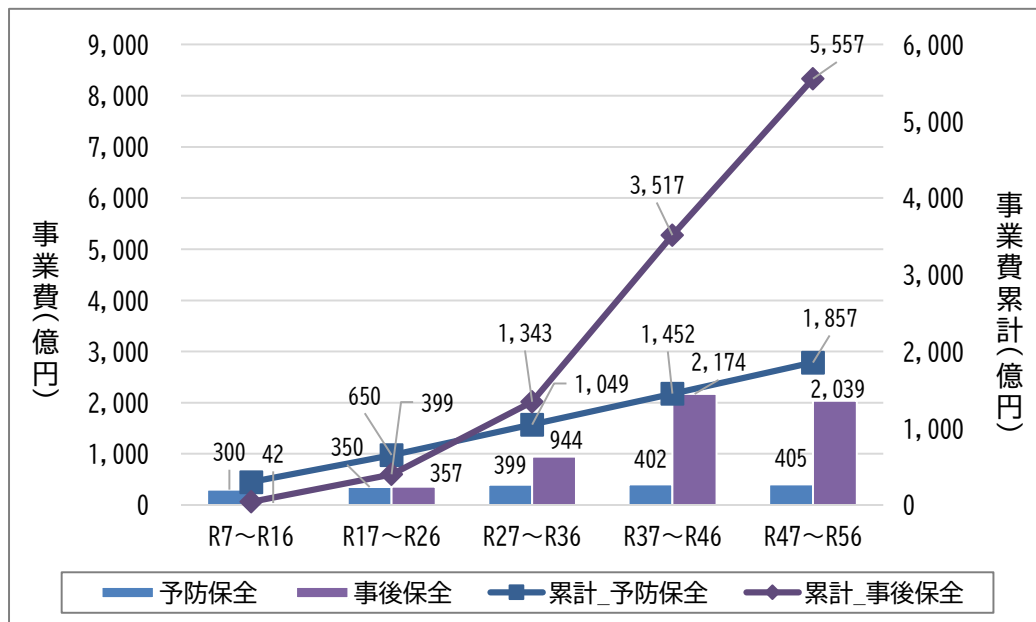
図表 15 更新に係る経費の試算（使用期間 41 年と 65 年）



〔インフラ施設〕

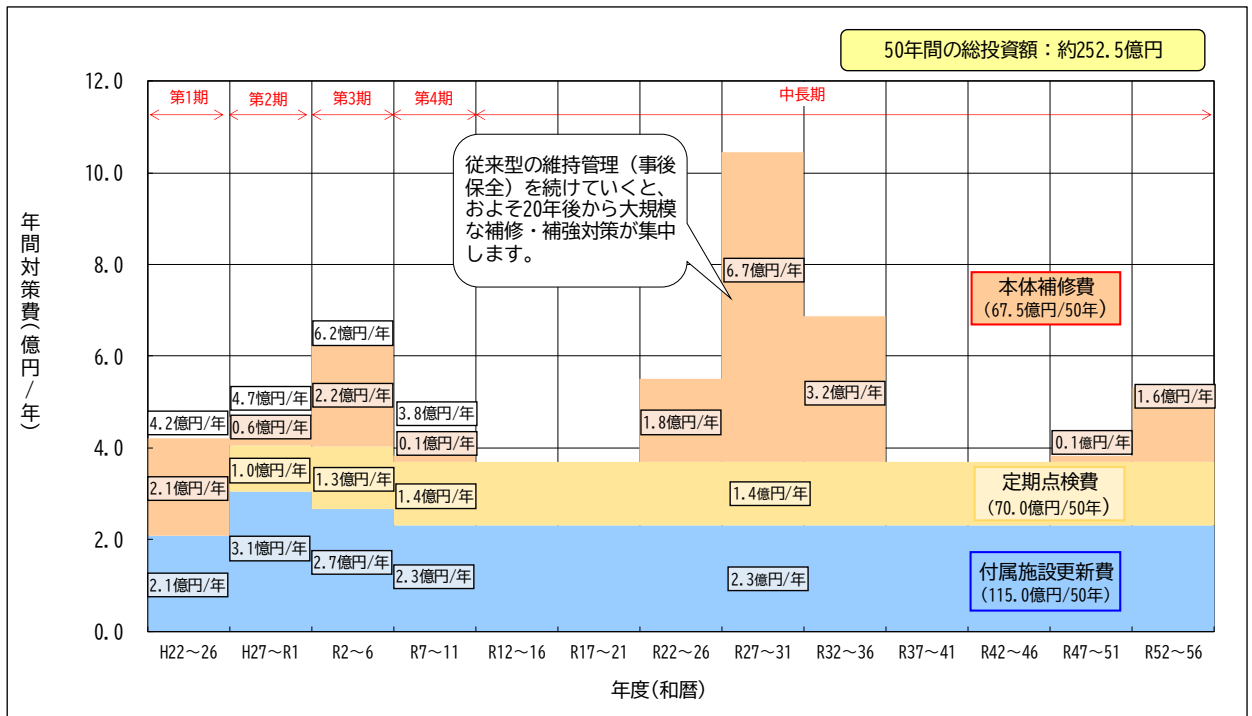
従来の事後保全型の維持管理を行えば、維持補修や更新費用の増大により、橋りょうでは今後 50 年間で約 5,577 億円、トンネルでは約 252 億円の費用が見込まれます。そこで、従来の維持管理及び改築から予防保全的な効率的かつ計画的な修繕及び改築へと政策転換を図り、施設を延命化することで、従来の事後保全的な管理と比較し、橋りょうでは 50 年間で約 3,700 億円、トンネルでは約 42 億円のコスト縮減が見込まれます。

図表 16 橋りょうの修繕・架替えに係る経費の試算



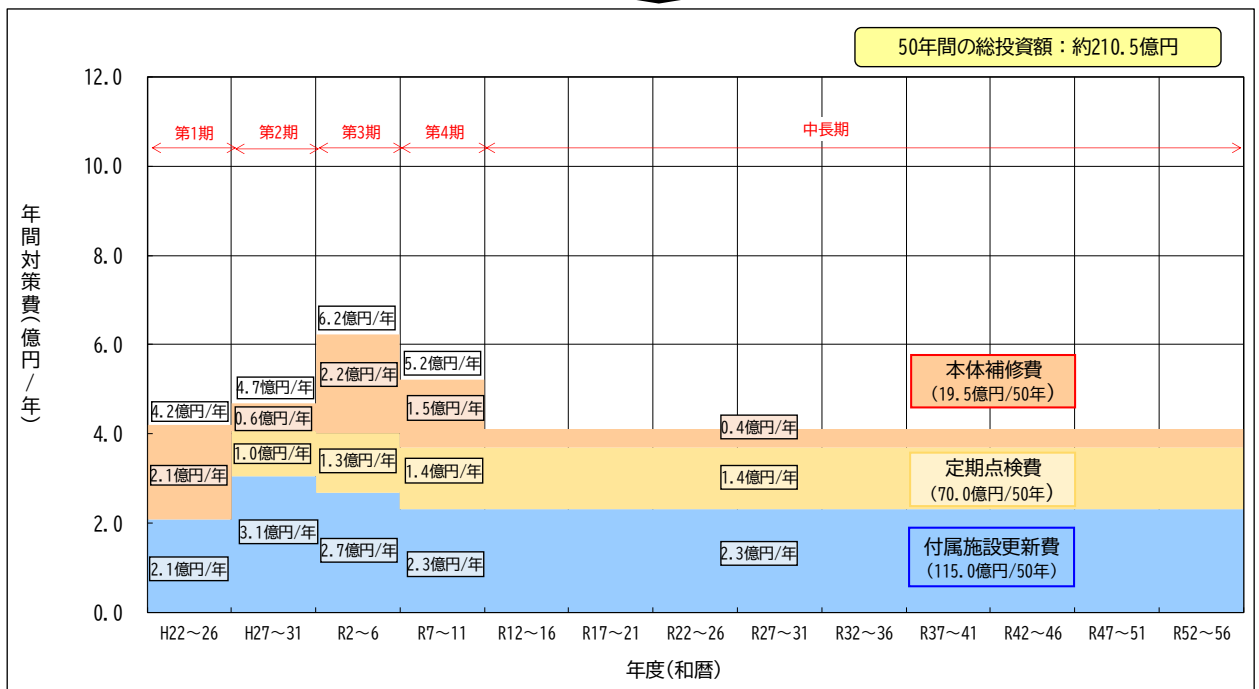
注) 修繕せずに架替えた場合：修繕を実施せずに架設 80～90 年後に架替えを実施する費用

図表 17 トンネルの年間対策費に係る経費の試算



従来型の維持管理（事後保全）による長崎県の道路トンネル維持管理の投資イメージ

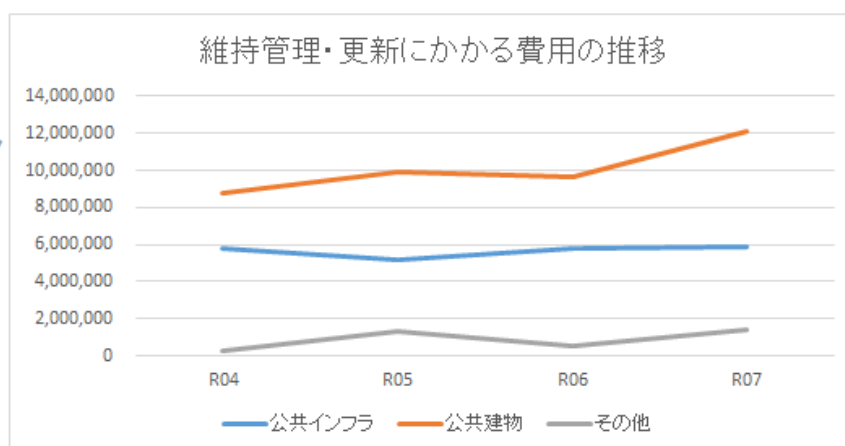
予防保全型の維持管理
予算の平準化と最小化



長崎県の道路トンネル維持管理の投資計画

図表 18 個別施設計画にかかげる施設の維持管理に要する費用の推移

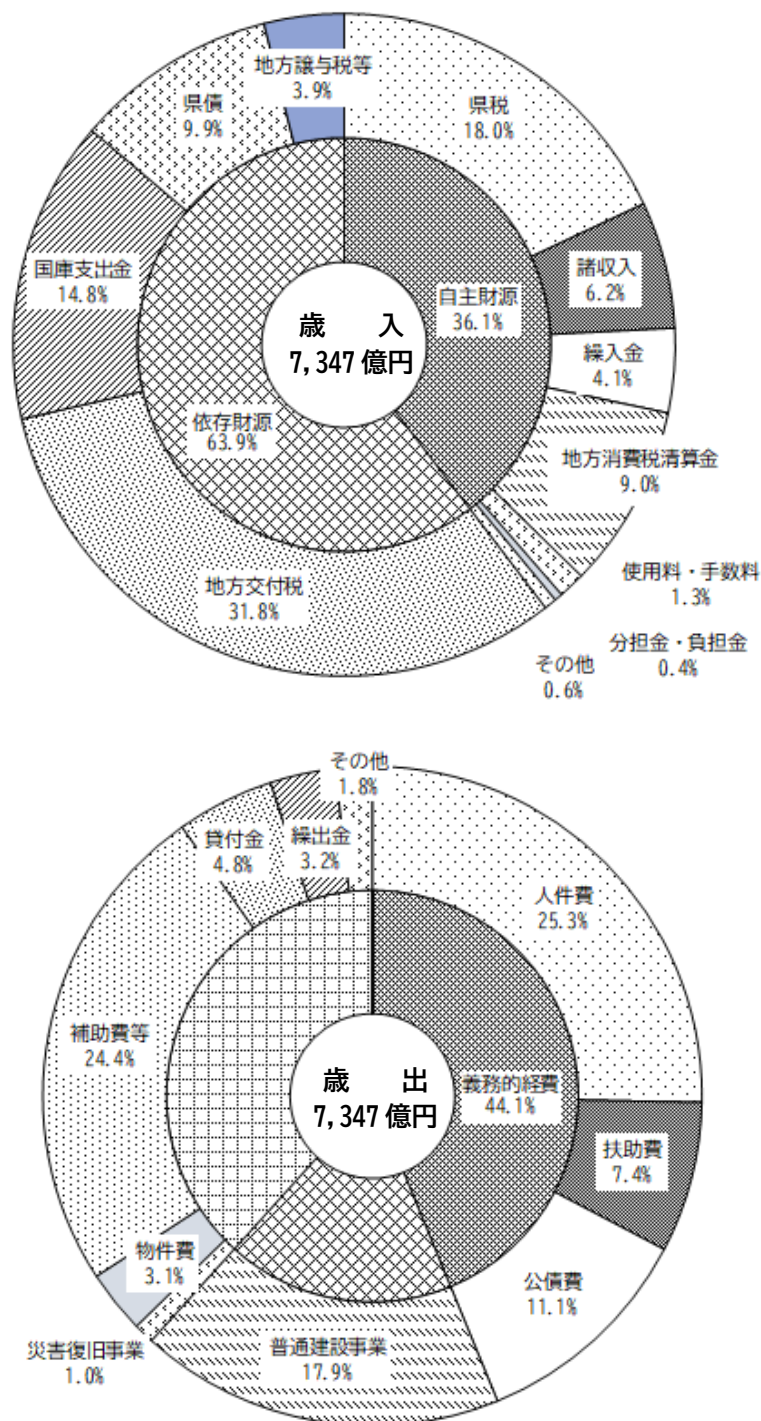
	R04	R05	R06	R07
公共インフラ	5,780,247	5,140,323	5,817,736	5,877,625
公共建物	8,815,365	9,933,466	9,655,018	12,070,459
その他	298,874	1,281,831	521,656	1,393,243
合計	14,894,486	16,355,620	15,994,410	19,341,327



(2) 財政状況

本県は、県税等の自主財源に乏しく、脆弱な財政構造であることから、累次の収支改善対策や行財政改革に取り組んでいます。今後、社会保障関係費や県債の償還にかかる公債費の増加が見込まれており、本県の財政状況はさらに厳しさを増していく状況にあります。

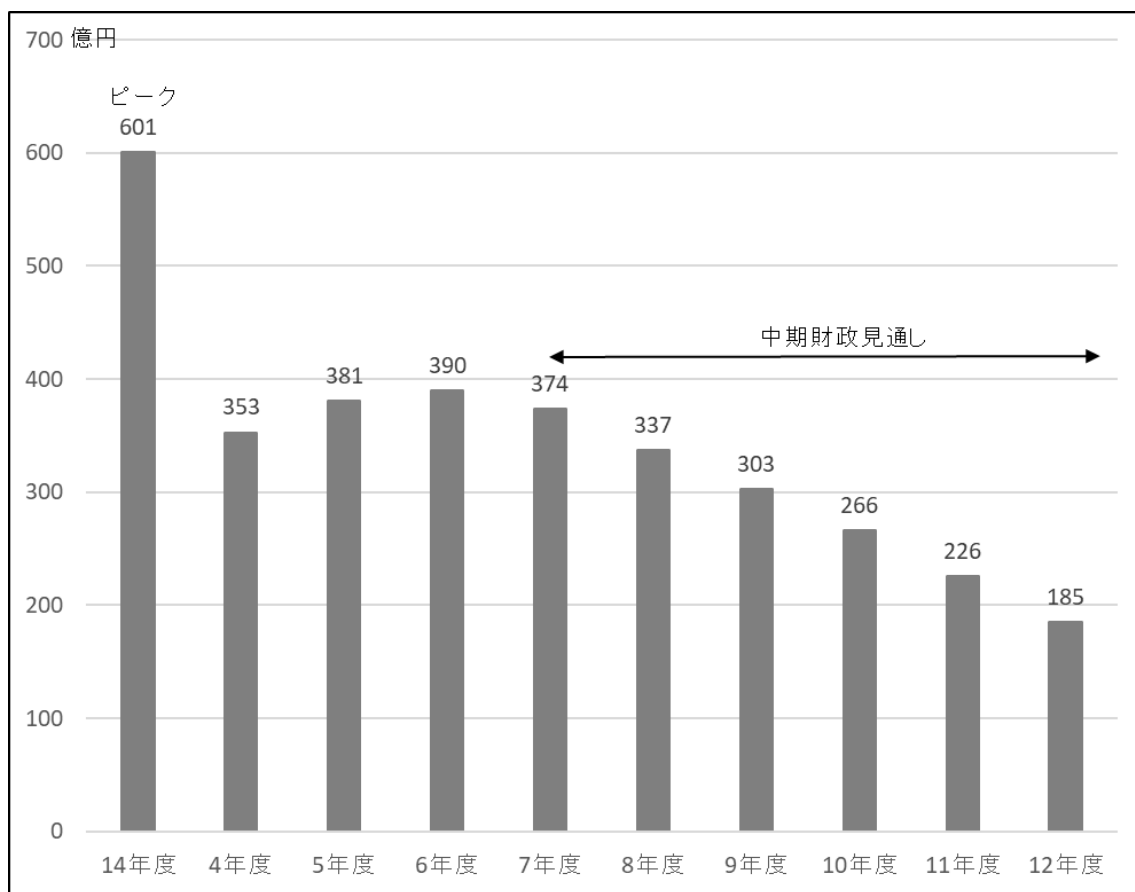
図表 19 令和 7 年度一般会計当初予算



財源調整のための基金については、継続的な収支改善の取組により取崩額の圧縮に努めているものの、今後は、実質的な公債費の増加等に伴い、財源不足となることが見込まれます。

そのため、今後の財政運営においては、「長崎県行政経営方針」等に基づき、より一層の事業の重点化を図るなど、効果的・効率的な事業執行と経費の節減に努めていくこととしています。

図表 20 財源調整のための基金の動向



注) 財源調整のための基金（財政調整基金、退職基金、県債管理基金のうち財源調整分の年度末残高）

第2 ファシリティマネジメントの推進

1 これまでのファシリティマネジメントの取組

ファシリティマネジメント（以下「FM」という）とは、施設や設備などの財産を経営資産として捉え、経営的視点に基づき、総合的かつ長期的な観点からコストと便益の最適化を図りながら、戦略的かつ適正に管理・活用する経営管理手法です。

本県では、厳しい財政状況の中、「施設経営」の視点に立ち、県有財産全体の最適化（最小のコストで最大の効果）を図る必要があります。歳入確保と歳出削減の両面から県有財産の最適化を進め、行財政改革に資することを目的として、平成 22 年 5 月に「長崎県ファシリティマネジメント導入基本方針」（以下「FM導入基本方針」という）を策定しました。

FM導入基本方針に基づき、道路・橋梁・港湾・漁港・空港などのインフラ、県営住宅などの施策的事業財産、大学・病院などの別法人格の施設、交通局などの企業会計財産を除く建築物および付属設備、その敷地（建物施設）を対象に、未利用地の売却、ネーミングライツの導入、広告掲出制度の導入など、資産の有効活用に取り組んできました。

2 目指すべきファシリティマネジメントの姿

(1) 保有する財産から活用する財産へ

本県では、未利用地の売却や庁舎の維持管理コスト縮減など、公共施設等の有効活用に取り組んできました。これらは限られた財源を活かす第一歩であり、今後も継続して推進することが重要です。

しかし、人口減少や公共施設の更新時期集中により、財政状況は一層厳しくなることが予想されます。持続可能な行財政運営のため、余剰となった公共施設等の処分や有効活用を通じて財源を確保し、行財政改革に資するとともに、県民ニーズに応じた公共サービスの充実につなげる必要があります。

さらに、建物施設だけでなく、道路・橋梁などのインフラや公営企業の施設も含め、ライフサイクルコストの最適化やデータに基づく計画的管理を進めることが重要です。これにより、更新・改修の優先順位を明確化し、限られた財源を効率的・効果的に活用することが可能となります。

そのため、FMの考え方を踏まえ、関係部局と情報共有を進めながら「保有」から「活用」への意識転換を重視し、施設の必要性や機能を長期的視点で検討するとともに、公共施設等（資産）の最適化とライフサイクルコストの縮減を進めることで、戦略的な資産経営に取り組めます。

(2) 対象範囲

県が保有するすべての公共施設等（建物施設、道路・橋梁などのインフラ、公営企業の施設）を対象とし、ファシリティマネジメントの考え方を踏まえた管理・活用を進めます。

3 推進の基本となる考え方

(1) 3つの視点

F Mの推進にあたっては、「F M導入基本方針」で示された以下の3つの視点に基づき、経営的な視点から段階的かつ効果的に取り組みます。

- ① F Mの導入については、段階的に実施
- ② 財政負担軽減効果が高いものから順次着手
- ③ 各取り組みの中でも緊急性が高いものから順次着手

(2) 5つの取組

① 安全・安心な公共施設等の提供

公共施設を安全・安心な状態で維持するためには、適正な維持管理と計画的な改修・更新が不可欠です。一方で、財政負担の総額を抑制し、改修・更新費の平準化を図ることが重要です。そのため、従来の「事後保全」から、異常の兆候を事前に把握し計画的に対応する「予防保全」へ転換し、予防保全を強化します。

② 公共施設等（資産）の最適化

保有の最適化、管理の最適化、財政負担の平準化を推進します。

○保有の最適化

更新時には単純更新ではなく、社会情勢や利用ニーズを踏まえ、撤去・集約化・再編を推進します。余剰資産は複合化や貸付等で有効活用します。

〔建物施設〕

施設は、予防保全を強化し、劣化の兆候を早期に把握して計画的な改修を行い、長寿命化に取り組みます。

〔インフラ施設〕

人口減少や地域ニーズの変化を踏まえ、維持管理・更新を計画的に実施し、必要性の低下したインフラの廃止・除却や機能転換に取り組みます。

○管理の最適化

維持管理分野に官民連携手法を導入し、民間企業が持つ知見や技術力を活用していくことも必要です。複数分野の公共施設に関し、巡回や維持など複数業務をまとめて委託する「包括的民間委託」などを進め、民間の活力と創意工夫による施設管理の効率化を推進します。

〔建物施設〕

ライフサイクルコストの考え方を取り入れ、新築時だけでなく改修・更新時の企画や設計段階においても、維持管理コストの最適化を検討します。光熱水費の使用量やコストデータを管理し、コスト削減の意識を高めるとともに、データ比較による漏水などの早期発見や維持管理手法の見直しに活用します。設備更新の際には、初期投資だけでなくランニングコストなど長期的な視点で導入機器や手法を検討し、環境負荷と財政負担の軽減を図ります。さらに、維持管理業務委託について仕様書の見直しや一括委託を実施し、品質向上とコスト削減に取り組みます。

〔インフラ施設〕

メンテナンス分野では、計画的な維持管理と新技術の導入により、業務の高度化・効率化を進め、インフラ管理の最適化に取り組みます。

○財政負担の平準化

改修・更新費が一時期に集中しないよう、予防保全と計画的更新を組み合わせ、長期的な財政負担の平準化を図ります。ライフサイクルコストの視点で、更新時期の分散や段階的に複数施設の改修を調整し、財政負担の平準化を図ります。

③ 公共施設等（資産）の有効活用

保有する公共施設等は、良好な状態を保持しつつ、効率的に運用する必要があります。厳しい財政状況を踏まえ、ネーミングライツ等による歳入確保や、余剰スペースの複合化・貸付、観光資源化等を計画的に進め、地域ニーズに応じた資産活用を推進します。

〔建物施設〕

執務スペースの見直しや施設規模の最適化を進め、余剰部分は複合化や民間貸付等に取り組みます。

〔インフラ施設〕

道路空間に限らず、インフラの複合利用や観光資源化について、民間の創意工夫を取り入れ、検討を進め、可能なものから段階的に実施します。

④ 民間活力の積極的な活用

これまでも、指定管理者制度や広告掲出、ネーミングライツなどを導入してきました。今後は、民間の資金やノウハウを取り入れた運営・保全を推進し、PPP や PFI などの仕組みも活用します。その際、サウンディング調査や民間提案制度を通じて柔軟な協働を図り、案件ごとにリスク分担や事業効果を総合的に評価し、事業特性に応じた方式を選択します。

⑤ 近隣市町等との連携

近隣市町との施設共同利用による「広域化」は、資産総量の縮減や維持管理費の分担など、財政負担軽減に有効です。人口減少や財政制約への対応には広域的な視点が不可欠であり、情報共有や連携を進め、公共施設の共同利用や機能集約を検討するとともに、連携効果が期待できる分野では積極的に取り組みます。

第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 対象期間

基本方針は、県内人口や中期財政見通し等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって策定する必要があります。

一方、建物施設及びその他施設については、今後 15 年程度の間集中的に建て替え時期を迎えるとともに、インフラ施設についても、同時期から老朽化が顕著となることが予想されています。

こうしたことから基本方針は、対象期間を当面の間、今後 5 年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や個別施設の状況に柔軟に対応すべく、必要に応じて適宜見直すこととします。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報共有化

従来の基本方針に基づき、令和 2 年度までに施設類型ごとの個別施設計画を策定しており、具体的な取組と進捗管理については、原則として個別施設計画に基づき各施設所管所属において行っています。

併せて、各個別施設計画の進捗を図るため、「長崎県県有財産管理運用本部会議」において、各計画の実施状況や計画的な実施につながる有益な取組事例について情報共有を行います。

3 現状や課題を踏まえた基本認識

「第 1 公共施設等の現状及び将来の見通し」で述べたとおり、本県の公共施設等はこれから大量に更新時期を迎えることとなりますが、県税等の自主財源に乏しい脆弱な財政構造に加え、地方交付税は微増にとどまり、また、社会保障関係経費の増加などにより厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

また、人口減少と少子高齢化が全国平均を大きく上回るペースで進み、世代別構成や地域別人口の推移に伴い、公共施設等への利用ニーズも変化していくものと予想されます。

こうした現状や課題を踏まえると、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていくためには、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進する必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「3 現状や課題を踏まえた基本認識」を踏まえ、「基本方針1 資産の長寿命化」、「基本方針2 資産の総量適正化」及び「基本方針3 資産の有効活用」の3つの基本方針を設定し、この基本方針に照らしつつ、個別施設計画に沿って、計画的かつ総合的な管理による老朽化対策に取り組めます。

基本方針1 資産の長寿命化

建物施設、インフラ施設及びその他施設の安全性を確保しつつ、それぞれの特性に応じた修繕等を予防的に実施していくことで、物理的耐用年数まで使用する「資産の長寿命化」を基本とします。

(1) 点検・診断等の実施方針

〔建物施設・その他施設〕

施設管理者は、経年劣化・損傷の程度や原因等を把握するため日常的な巡視・パトロールを徹底し、必要に応じて専門的な劣化度調査を実施するなどして、施設に与える影響を診断（評価）します。

なお、学校や体育館など建築基準法の定期点検の対象建築物・建築設備については、法定点検結果を活用します。

〔インフラ施設〕

○点検

施設の状態を把握することを主な目的として点検を実施しますが、それにとどまらず健全度評価や劣化予測から対策工事に至ることを前提として行い、その判断を行うために必要な情報を収集します。

また、点検結果については、数値情報や画像情報などを可能な限りデータベース化していきます。

○健全度評価

点検等により得られた劣化・損傷・欠陥等のデータを基に、施設の状態が目標とする保有性能を上回っているか評価します。

○劣化予測

健全度評価から施設状態の経年変化を適切に観察することにより、将来における施設の劣

化の進行状況を推定する劣化予測を実施します。

なお、劣化機構（劣化が進むメカニズム）と劣化要因を分類し、適切な劣化予測モデルを用いるとともに、これまでの実績（補修履歴等）を踏まえて行います。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

〔建物施設・その他施設〕

点検・診断等の実施により得られた結果を、個別施設計画に随時反映・充実させ、これに基づき予防的な維持管理・修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」に取り組み、長寿命化を図ります。

なお、維持管理・修繕・更新は、次の事項を考慮して実施します。

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」「福祉のまちづくり条例」「長崎県ユニバーサルデザイン推進基本方針」等に基づくユニバーサルデザイン化推進
- 「第２次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画改訂版」「第６次県庁エコオフィスパラン」等に基づく脱炭素化に向けた取り組みの推進
- 「長崎県公共建築物等木材利用促進方針」等に基づく木材利用促進

また、更新に当たっては、維持管理・修繕のしやすい構造とすることで、ライフサイクルコスト^９を抑制します。

〔インフラ施設〕

施設の重要度、利用者への影響度、供用期間、環境条件などによって維持管理の必要性は異なるため、以下の４つの維持管理区分を定め、これに応じた維持管理水準を設定します。

①予防維持管理（予防保全を基にした維持管理）

一般に重要度が高く、中長期的に必要となる対策と費用を精度よく予測し把握することが必要であり、導入を図っていくべき維持管理手法です。

- ・劣化が顕在化した後では、対策が困難なもの。
- ・劣化が外へ表れては困るもの。
- ・設計耐用期間が長いもの。

例）橋梁、舗装、トンネル、係留施設、ダム、調整池など

②事後維持管理（事後保全を基にした維持管理）

将来的に必要となる対策と費用は、これまでの経験や実績により予測します。

- ・経年的な損傷以外の損傷によって健全性が左右されるもの。
- ・規模の小さいもの。

例) 砂防施設等、河川護岸など

③観察維持管理（目視観察を主体とした維持管理）

補修や補強を行わず、取り替えや更新で対応します。

- ・使用できるだけの機能を確保できればよいもの。
- ・利用者への影響度に関する安全性を確保すればよいもの。

例) カーブミラー、防護柵など

④無点検維持管理（点検を行わない維持管理）

構造物の基礎など直接には点検を行うことが非常に困難なため、間接的な点検（測量、地盤沈下、漏水の有無等）から評価・予測します。

- ・直接には点検を行うのが非常に困難なもの。

(3) 安全確保の実施方針

〔共通〕

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、速やかに利用を休止し、応急措置やその後の修繕などの安全対策を実施します。

また、供用廃止した公共施設等については、安全を確保するため立入禁止措置を講じ、できるだけ早く売却等により対応します。

(4) 耐震化の実施方針

〔建物施設・その他施設〕

平成19年8月に策定した「長崎県耐震改修促進計画」において、住宅及び多数の者が利用する建築物¹⁰の耐震化率を、「令和12年度までに住宅95%、多数の者が利用する建築物97%」に設定し、建築物の用途・役割に考慮した耐震化を図り、地震被害を半減させることとしています。

特に、県が所有する建築物については次のとおりです。

○県が所有する建築物の耐震化基本方針

- ①防災上重要な防災拠点施設についての耐震化を促進します。
- ②学校については、避難施設としての指定を受けている建築物を重点的に耐震化するとともに、日常的に児童・生徒が使用する建築物についても耐震化を促進します。＜完了済＞
- ③その他については、施設の重要性を考慮して耐震化に努めます。

〔インフラ施設〕

交通施設の災害対応力を強化するため、管理橋梁の耐震性能向上を目的とした耐震補強工事を実施してきました。

緊急輸送道路上の橋長 15 メートル以上の橋梁は、国の「緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3 箇年プログラム^{1 1}」に基づいて着実に耐震補強工事を進め、平成 24 年度までに一般橋梁 242 橋の対策を完了させています。

今後は、平成 24 年度長崎県地域防災計画の見直しに伴い、新たに定めた耐震補強対象橋梁 21 橋について、令和 9 年度までに対策を実施します。

また、橋梁以外の施設についても、必要な耐震性能向上対策を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

〔建物施設・その他施設〕

建築基準法に基づく現行の耐震基準が導入された昭和 56 年 6 月以降に設計・建築された耐震性を持つ、RC 造（鉄筋コンクリート造）の建物については、使用期間を概ね 65 年とし、そのため、個別施設計画に基づく予防保全型維持管理に取り組み、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止することで施設の長寿命化を図ります。

なお、それ以外の建物についても、長寿命化の効果が期待できるものについては、同様の取組を実施します。

また、予防保全型維持管理に必要な、基本情報（概要、工事履歴）、運用情報（光熱水費等）及び部材情報（部材データ、劣化度）などの施設情報を「保全情報システム（BIMMS）^{1 2}」を利用して管理・活用します。

〔インフラ施設〕

定期点検の実施により、施設の状態を評価し、将来における劣化の進行状況を予測したうえで、各種対策工法の中から最適なものを選定し、適切な時期に適切な保全措置を行うことにより、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止することで施設の長寿命化を図ります。

基本方針2 資産の総量適正化

(6) 統合や廃止の推進方針

県内人口の推移や社会情勢の変化を常に把握しながら、国や市町の施設との相互利用や統合型公共施設などについて検討するとともに、必要性が薄れた施設については廃止するなど、施設の適正配置を推進します。

なお、試験研究機関、農業者研修教育施設及び社会教育施設等、今後更新を予定している建物施設については、施設の集約化や市町施設との複合化を含めて事業を推進し、施設の集約化・複合化事業に係る「公共施設等適性管理推進事業債」など¹³、老朽化対策を推進するために創設された有利な地方債制度や国庫補助など県にとって有利な財源の積極的な活用を検討します。

また、公共施設等の集約化・複合化を実施するに当たっては、PPP／PFI¹⁴の積極的な活用を検討します。

〔建物施設〕

1棟あたりの延床面積が50㎡以上の建物については、令和3年3月31日時点の棟数（3,040棟）を上限として、それ以下に抑えることを目標に個別施設計画に沿って、計画的かつ総合的に施設保有量の最適化に取り組みます。

(7) 未利用施設処分の実施方針

廃止した公共施設等のうち、他用途への転用や国、所在市町での活用の見込みがないものについては、一般競争入札、インターネットのオークションサイトを利用した入札、不動産業者への仲介依頼及び先着順方式による随意契約などによる売却を実施します。

なお、解体撤去する建物施設については、「公共施設等適正管理推進事業債」など県にとって有利な財源の積極的な活用を検討します。

基本方針3 資産の有効活用

(8) 新たな有効活用の実施方針

施設を経営資源としてとらえ、資産活用による収入の増加を図るため、引き続き公共施設等へのネーミングライツ制度¹⁵や、ロビー・エレベーターへの広告掲出制度等に取り組みます。このほか、遊休施設の貸付など、有効活用策についても積極的に検討します。

5 フォローアップの方針

「長崎県県有財産管理運用本部会議」において、計画的な実施につながる有益な取組事例の情報を共有することで各個別施設計画の実効性を高めます。

併せて、同会議において、各個別施設計画の実施状況を把握し、「長崎県行政経営方針¹⁶」の進捗状況として公表するとともに、社会経済情勢の変化や財政状況を踏まえ、概ね5年ごとに基本方針の見直しを実施します。

6 過去に行った対策の実績

(公表している対策実績事例：トンネル)

令和元年度に見直しを行ったトンネル維持管理計画(R2～R6)において補修が必要とされた本体工40本並びに更新が必要とされた附属施設19本については、令和6年度までに対策が全て完了しています。

なお、具体的な補修内容は以下のとおりです。

- ・本体工：ひび割れ補修工、はく落防止工 等
- ・附属施設：照明更新、非常用設備更新 等

また、事業費に関しては、点検の結果等を踏まえ、計画対象外の施設の対策を実施したことが要因となり、当初計画を上回っております。(図表20-1、20-2)

図表20-1 トンネル本体工 計画と実績の比較

本体工		R2	R3	R4	R5	R6	単位：本 合計
補修本数	計画	10	3	9	11	7	40
	実績	15	25	5	11	4	60
本体工		R2	R3	R4	R5	R6	単位：百万円 合計
事業費	計画	111.06	112.98	85.01	72.58	103.73	485.36
	実績	217.09	339.79	222.30	221.09	101.62	1101.89

図表20-2 トンネル附属施設 計画と実績の比較

附属施設		R2	R3	R4	R5	R6	単位：本 合計
補修本数	計画	2	5	4	4	4	19
	実績	5	12	4	2	3	26
附属施設		R2	R3	R4	R5	R6	単位：百万円 合計
事業費	計画	83.05	278.14	264.22	240.41	170.03	1,035.85
	実績	224.45	564.19	107.91	201.46	240.52	1,338.53

7 SDGsの理念を踏まえた取組について

「SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）」は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットで構成され、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標です。

SDGsの理念を踏まえ各施策に取り組むことは、持続可能な地域社会の実現につながるものであることから、本県においても、各施策を着実に進めていくことで、県民と共にSDGsを推進し、県としての役割や使命を果たしつつ、SDGsの目標達成に貢献していくこととしております。



本基本方針で貢献が可能であると考えられる目標

	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

第4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 建物施設(庁舎・学校・警察施設など)

施設類型〔庁舎等〕

現 状 と 課 題	庁舎等は約 707 棟（50 平方メートル以上）で、このうち築 30 年を経過しているものが約 62 パーセントとなっており、老朽化が進行しています。庁舎等では、「庁舎等、学校及び警察施設」に係る個別施設計画を策定し、同計画に基づく計画的な整備・更新を進めていますが、今後さらに老朽化が進むことに伴い、維持管理・修繕・更新費の増大が見込まれます。このため、予防保全型維持管理の実施による長寿命化対策が必要です。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 施設管理者は、経年劣化・損傷の程度や原因等を把握するため日常的な巡視・パトロールを徹底し、必要に応じて専門的な劣化度調査を実施するなどして、施設に与える影響を診断（評価）します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 「予防保全型維持管理」に転換し、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減・平準化を目指します。 ○安全確保の実施方針 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、速やかに利用を休止や立ち入り制限等を行うとともに、応急措置やその後の修繕などの安全対策を実施します。 ○耐震化の実施方針 特定既存耐震不適格建築物の耐震化率を全体で 95 パーセント以上とすることを目標とします。 ○長寿命化の実施方針 施設管理担当者による、効果的な点検を行い、異常の兆候を一早く発見し、適切な措置をとることができる予防保全型維持管理に取り組み、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止することで施設の長寿命化を図ります。 併せて、建築物の目標使用年数を 65 年程度とし、長寿命化を実現するための改修工事の実施時期とその工事内容を設定し、計画的な施設維持管理を実施します。 ○統合や廃止の推進方針 施設の利用状況や将来推計、社会状況の変化、国や市町との連携等その必要性を

	様々な視点から検討し、安全・安心、利便性、求められる機能など、県民サービスに支障がないよう配慮した上で、施設保有量の適正化を図ります。 一方、施設のニーズが著しく低下している施設は、用途廃止のうえ、施設の集約化、他用途への転用、貸付や売却などを検討します。
--	--

施設類型〔学校〕

現状と課題	学校施設は約 1,300 棟で、このうち築 30 年を経過しているものが約 75 パーセントとなっており、老朽化が進行しています。学校においては、「庁舎等、学校及び警察施設」に係る個別施設計画を策定し、順次、整備・更新を進めていますが、今後さらに老朽化が進むことに伴い、維持管理・修繕・更新費のさらなる増大が見込まれます。このため、予防保全型維持管理の実施による長寿命化対策が必要です。
管理に関する基本的な考え	○点検・診断等の実施方針 施設管理者（学校長）は、施設の状態や幼児・児童生徒の活動の安全を把握するため職員による日常的、定期的な点検を実施するとともに、専門家による外壁打診調査を定期的実施します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 「予防保全型維持管理」に転換を推進し、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減・平準化を目指します。 また、学校施設は、幼児・児童生徒が一日を過ごす場であるとともに、災害時には地域住民の避難施設としての機能も有することから、安全性を第一に、危険度等により優先度が高いものから改修を実施します。 ○安全確保の実施方針 点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、速やかに利用の休止や立ち入り制限等を行うとともに、応急措置やその後の修繕などの安全対策を実施します。 ○耐震化の実施方針 学校施設の構造体の耐震化は平成 24 年度に完了しました。今後も、点検を行いその結果を踏まえ必要に応じた対策を講じていきます。 ○長寿命化の実施方針 職員による日常的・定期的な点検を実施し、異常の兆候を一早く発見し、適切な措置をとることができる予防保全型維持管理に取り組み、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止することで施設の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 県立高等学校改革基本方針に基づき、平成 13 年より再編整備を進めており、今後も引き続き、第三期基本方針（令和 3～12 年）及び同方針に沿った実施計画に基づき社会の変化や少子化に伴う生徒減少などを勘案し、学校・学科の再編整備や適正配置等を行っていきます。なお、廃校跡地については、引き続き所在市町での活用を市町や地域住民の方々と検討していくとともに、民間への売却も検討していきます。

施設類型〔警察施設〕

現状と課題	警察署、交番及び駐在所等の警察施設は約 250 棟で、このうち築 30 年を経過しているものが約 75 パーセントとなっており、老朽化が進行しています。警察施設では、「庁舎等、学校及び警察施設」に係る個別施設計画を策定し、同計画に基づき計画的に整備・更新等を進めていますが、今後さらに老朽化が進むことに伴い、維持管理・修繕・更新費の増大が見込まれます。このため、予防保全型維持管理の実施による長寿命化対策が必要です。加えて、警察施設は、多様化する警察事象に対し、的確に対応するための防災・治安維持活動の拠点としての機能が必要ですが、その機能が十分発揮できないものがあり、更新が必要です。
管理に関する基本的な考え方	○点検・診断等の実施方針 施設管理者は、経年劣化・損傷の程度や原因等を把握するため日常的な巡視点検を徹底し、必要に応じて専門的な劣化度調査を実施するなどして、施設に与える影響を診断（評価）します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 「予防保全型維持管理」に転換し、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減・平準化を目指します。防災・治安維持活動の拠点施設としての機能を維持することが困難な施設については更新を実施します。 ○安全確保の実施方針 点検・診断等により高度の危険性が認められた警察施設については、速やかに利用を休止や立ち入り制限等を行うとともに、応急措置やその後の修繕などの安全対策を実施します。 ○耐震化の実施方針 特定既存耐震不適格建築物の耐震化率を全体で 95 パーセント以上とすることを目標とします。 ○長寿命化の実施方針 職員による日常的な巡視点検を徹底し、異常の兆候を一早く発見し、適切な措置をとることができる予防保全型維持管理に取り組み、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止することで施設の長寿命化を図ります。 併せて、建築物の目標使用年数を 65 年程度とし、長寿命化を実現するための改修工事の実施時期とその工事内容を設定し、計画的な施設維持管理を実施します。 ○統合や廃止の推進方針 今後の統合や廃止は、人口、世帯数の変化、事件・事故の発生状況、地理的条件、交通環境等の諸情勢に的確に対応するため、個別に検討します。廃止した施設については、県や所在市町又は国での有効活用や民間への売却等を検討します。

施設類型〔職員公舎〕

現 状 と 課 題	知事部局は 124 棟 (1, 151 戸)、教育委員会は 195 棟 (899 戸)、警察は、140 棟 (1, 016 戸)、このうち築 30 年を経過したものがそれぞれ、約 66 パーセント、約 77 パーセント、約 74 パーセントとなっており、老朽化が進行しています。職員公舎では、公舎の整備・維持管理計画を策定し、同計画に基づき計画的に集約化及び維持改修を進めていますが、今後さらに老朽化が進むことに伴い、維持管理費・修繕・更新費の増大が見込まれます。このため、予防保全型維持管理の実施による長寿命化対策が必要です。加えて警察が所有する職員公舎は、適正な公舎戸数の検証と他部局所管施設の活用について検討する一方、多様化する各種事案に迅速に対応するために、公舎整備は急務となっており、特に、離島地区を中心として更新整備が必要です。
管 理 に 関 する 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 施設管理者は、経年劣化・損傷の程度や原因等を把握するため日常的な巡視・パトロールを徹底し、必要に応じて専門的な劣化度調査を実施するなどして、施設に与える影響を診断（評価）します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 「予防保全型維持管理」に転換し、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減・平準化を目指します。 ○安全確保の実施方針 点検等により高度の危険性が認められた職員公舎については、速やかに利用を休止し、応急措置やその後の修繕などの安全対策を実施します。 ○耐震化の実施方針 知事部局職員公舎及び教育委員会職員公舎については、耐震診断を実施した結果、長寿命化を図る公舎で耐震補強が必要な建物はありませんでした。 警察職員公舎については、平成 28 年度までに耐震診断を終了。基準を満たしていない施設は、順次廃止又は更新による整備を実施します。 ○長寿命化の実施方針 点検結果等を踏まえた維持改修計画を作成し、その計画に基づき外壁改修や屋上防水工事を行うことにより、対象公舎の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 知事部局公舎のうち、長寿命化対策対象外で老朽化した公舎については、前倒しで廃止することを検討したうえで、順次廃止し、集約化を進めます。長寿命化対策の対象公舎でも、築後 65 年を経過した公舎は、原則として順次廃止します。なお、民間賃貸住宅の充足が不十分な離島地区や半島地域は、職員の配置が一定必要な地域があり、職員配置に対応できる適正戸数の公舎を確保します。 教育委員会職員公舎のうち、長寿命化対策対象外で老朽化した公舎については、集

	約化のうえ、令和 23 年度末までに 2 割削減（令和元年度比）を目標として廃止します。なお、将来不足が生じることのないよう地域の状況を勘案したうえで、適正規模を維持することとします。 警察職員公舎のうち、長寿命化対策対象外で老朽化した公舎については廃止します。一方で警察職員の非常参集体制を確保するため、一定数の公舎は必要であることから、市街地域については計画的な整備・集約化を行い、離島地区や郡部については建替も含めた更新整備を検討することとします。
--	---

施設類型〔県営住宅〕

現 状 と 課 題	県営住宅は、令和 7 年 3 月 31 日現在 84 団地、管理戸数は 12,284 戸あります。多くの県営住宅が昭和 40～50 年代に建設された耐火構造物であり、今後耐用年限の 2 分の 1 を経過した住棟が増加し、居住性が悪化するなど、問題が発生する恐れがあります。このため、長崎県公営住宅等長寿命化計画を策定し計画的な保全や更新に取り組んでいますが、経年劣化により、安全性が低下し、外壁のモルタル剥落などの危険性があることから、特に劣化が著しい住宅では速やかな対応が必要です。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 日常的な点検や入居者とのコミュニケーションにより、不具合や劣化の発生状況等の早期把握に努めます。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 長崎県公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な対応を行うことにより、入居者の日常生活の快適性と安全性を確保するとともに、事業費の削減を図ります。 ○安全確保の実施方針 点検・診断等により高度の危険性が認められた住棟については、速やかに応急安全措置を行い、その後に修繕などの安全対策を実施します。 ○耐震化の実施方針 耐震性に課題のある住棟の建て替えが令和 7 年度に完了予定であり、これをもって県営住宅の耐震化率 100 パーセントに到達します。 ○長寿命化の実施方針 「長崎県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な点検を行い、点検結果や修繕記録のデータベースを活用し、予防保全的な維持管理を実施することで、住棟の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 老朽化が著しい住棟については、入居者が退去次第県営住宅としての用途を廃止、解体し、他用途への転用を図ります。また今後市町と協議し、市町への譲渡・移管協議が整った住棟については、市町に移管し、管理戸数を削減します。

(2) インフラ施設（道路・港湾・河川など）

施設類型〔道路〕

現 状 と 課 題	長崎県が管理する道路は 185 路線、延長約 2,453km に及び、管理する構造物は橋梁 2,129 橋、トンネル 144 本等となっています。建設から 50 年経過した橋梁の割合は 26 パーセント（15m 以上）、トンネルの割合は 17 パーセントとなっており、今後、老朽化による維持管理費の増加が見込まれます。このため、個別施設計画（橋梁、舗装、トンネル等）を策定し、同計画に基づく予防保全型維持管理による長寿命化対策が必要です。
管 理 に 関 する 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 通常点検（道路パトロール）と道路法施行規則及び告示に基づく 5 年に 1 回実施する定期点検、異常時点検により健全性を確保します。また、長崎大学が実施する道路施設の維持管理に携わる「道守制度」を積極的に活用します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減等を図るため、定期的な点検により早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に適切な対策を実施します。 ○安全確保の実施方針 点検・診断等により構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高い状態が認められた場合、通行止め、通行規制等の緊急対応を速やかに実施します。 ○耐震化の実施方針 緊急輸送道路上の橋長 15 メートル以上の橋梁は、平成 24 年度までに一般橋梁 242 橋の対策を完了させています。今後は、平成 24 年度長崎県地域防災計画の見直しに伴い、新たに定めた耐震補強対象橋梁 21 橋について、令和 9 年度までに対策を実施します。 ○長寿命化の実施方針 「長崎県道路トンネル維持管理計画」、「長崎県橋梁長寿命化修繕計画」、「長崎県道路舗装維持管理計画」、「長崎県道路附属物維持管理計画」、「長崎県大型構造物維持管理計画」に基づき定期的な点検を実施し、その結果をもとに効率的かつ計画的な保全措置を行い、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止する「予防保全型維持管理」に取り組み、道路施設の長寿命化を図ります。

施設類型〔港湾〕

現状と課題	長崎県が管理する港湾は 81 港で、港湾施設は構造形式別に、鋼構造物は 230 施設、コンクリート構造物は 2,040 施設、海岸保全施設の堤防・護岸等は港湾海岸が 164 km、建設海岸が 166km となっています。このうち、建設から 30 年を超える港湾施設の割合は 58 パーセント、海岸保全施設の堤防・護岸等の割合は 79 パーセントとなっており、老朽化による維持管理費の増大が見込まれています。このため、港湾ごとの維持管理・更新計画及び海岸保全施設ごとの維持管理・更新計画を策定し、同計画に基づく予防保全型維持管理による長寿命化対策が必要です。
管理に関する基本的な考え方	○点検・診断等の実施方針 各施設の経年劣化・健全度を把握するために、重点点検対象施設は 3 年に 1 回、それ以外の施設は 5 年に 1 回の頻度で一般定期点検を実施しています。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 県民生活の安全・安心のため、港湾施設の本来の機能を維持して安定的なサービスの提供や施設の延命化を図るため、定期的な点検により早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に適切な対策を実施します。 ○安全確保の実施方針 点検等により構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高い状態が認められた場合、施設の使用禁止等の緊急対応を実施した後に、その後の措置・対応方法を速やかに検討し、迅速に対応します。 ○耐震化の実施方針 港湾・漁港における大規模地震対策に関する基本方針により、防災拠点港（長崎港、島原港、福江港、相の浦港、有川港、郷ノ浦港、厳原港、比田勝港）を選定し、これら港湾において、耐震強化岸壁の整備を行っています。 ○長寿命化の実施方針 「港湾施設（鋼構造物）維持管理ガイドライン」、「港湾施設（コンクリート構造物）維持管理ガイドライン」、「海岸保全施設維持管理ガイドライン」に基づく、「港湾施設ごとの維持管理・更新計画」、「地区海岸ごとの維持管理・更新計画」に基づき、定期的な点検を実施し、その結果をもとに効率的かつ計画的な保全措置を行い、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止する「予防保全型維持管理」に取り組み、港湾施設及び海岸保全施設の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 地元市町と協議のうえ、地域の実情に応じて廃止される施設が生じた場合は速やかな撤去に努めます

施設類型〔空港〕

現 状 と 課 題	空港は、5 空港（福江、対馬、壱岐、上五島、小値賀）で、供用開始から 30 年を経過しており、老朽化による維持管理・修繕費の増大が見込まれます。このため、空港ごとの維持管理・更新計画を策定し、同計画に基づく予防保全型維持管理により長寿命化対策が必要です。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 長期的視点に立った「空港ごとの維持管理・更新計画」（平成 26 年策定、令和 2 改訂）に基づき定期的な点検、診断を行い、必要な対応を行います。点検の結果は、必要に応じて、航空旅客取扱施設管理者等と情報を共有します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 策定した「空港ごとの維持管理・更新計画」に基づき、維持管理・修繕・更新等を行います。また、点検・診断結果に基づき、必要に応じて計画の見直しを行います。 ○安全確保の実施方針 人命への影響及び航空機運航への影響の観点から「空港ごとの維持管理・更新計画」に基づき、予防保全型維持管理を着実に実施します。 ○耐震化の実施方針 耐震対策については航空輸送上重要な空港や、中央防災会議で発生確率・切迫性が高いとされている大規模地震等の災害への対応が必要な空港を優先とする国の方針に従い進めていきます。 ○長寿命化の実施方針 「空港ごとの維持管理・更新計画」に基づき定期的な点検を実施し、その結果をもとに効率的かつ計画的な保全措置を行い、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止する「予防保全型維持管理」に取り組み、空港土木施設の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 施設廃止の必要性がある場合は、関係市町、国並びに航空会社、航空旅客取扱施設管理者等の空港関係者等と充分協議し、必要な手続きを得た上で、施設を廃止します。

施設類型〔交通安全施設〕

現 状 と 課 題	長崎県公安委員会が管理する交通信号機は、令和 7 年 3 月末現在 2,322 基にのぼり、その制御機については 200 基以上が耐用年数を超過し、柱については築 30 年以上経過するものが 43 パーセントとなっており、長寿命化対策が必要です。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 施設管理者は、経年劣化・損傷の程度や補修時期等を把握するため、職員による巡視点検及び専門的技能を有する業者による劣化診断を毎年実施するなど、交通安全施設の健全性を診断（評価）します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 「信号柱点検ガイドライン」（警察庁）に基づく点検・診断等の結果を踏まえた予防保全を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減・平準化を目指します。 ○安全確保の実施方針 点検・診断等により緊急な処置が必要な交通安全施設は、速やかに補修などの一時的応急措置を行うとともに、必要な措置（更新・撤去等）を講じ安全確保を実施します。 ○耐震化の実施方針 交通安全施設は、耐風速 50m／s 以上となるよう設計します。 ○長寿命化の実施方針 「警察庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づいて、信号制御機の使用期間を 19 年、信号柱及び信号灯器は使用年数と点検結果を踏まえた総合的な判断により更新します。そのために、定期的な点検・診断結果に基づいた「メンテナンスサイクル」を作成し、効率的かつ計画的な予防保全型維持管理を行っていきます。 ○統合や廃止の推進方針 信号機の設置には、信号機設置の指針に合致し、かつ真に必要性のある場所を選定します。既設信号機については、利用状況や地域の実情を踏まえた再検討を実施し、必要性が低減したものについては、他の場所へ移設又は撤去を進め、戦略的なストックの管理を推進します。

施設類型〔河川〕

現 状 と 課 題	管理する河川は、一級河川（指定区間）1水系 35 河川の延長 136.2km、二級河川 210 水系 341 河川の延長 1,027.1km にもおよび、今後老朽化が進む河川管理施設について、維持管理・修繕・更新費の増大が見込まれます。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 県管理河川を有堤区間と掘込み等区間に区分し、堤防区間については河川法に基づく法定点検を1年に1回以上の割合で行い、掘込み等区間については2年に1回以上の点検を行います。点検結果に基づく評価も併せて実施し、点検結果と評価結果は長崎県河川巡視・点検システムにデータを蓄積し今後の維持管理に活用します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 河川管理施設の維持管理区分を「予防保全（時間計画保全）」、「予防保全（状態監視保全）」、「事後保全」に区分し、施設の特徴や重要度に合わせた維持管理を実施します。 ○安全確保の実施方針 評価結果が「措置段階」と評価された施設は速やかに補修、災害復旧等の対策を実施します。また、「監視段階」と評価された施設は、被災等により機能が失われる前に必要に応じて補修等の対策を実施します。 ○長寿命化の実施方針 河川管理施設の長寿命化計画は、すべての施設を対象に作成するのではなく、施設の規模や特徴により必要に応じて作成します。 水門や可動堰などの比較的に規模が大きい河川管理施設は、施設ごとに個別の長寿命化計画（個別計画）を作成し、比較的規模が小さい河川管理施設は、種類ごとに一括の長寿命化計画（一括計画）を作成します。 長寿命化計画に基づき点検や整備等の予防保全を行い、施設の長寿命化を図ることで事業費の増大を防ぎ、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

施設類型〔ダム〕

現 状 と 課 題	ダムは 35 ダムあり、このうち建設から 30 年を経過しているものが 20 ダムあり、今後老朽化が進むダム施設について、維持・更新費の増大が見込まれます。このため、ダム維持管理計画及びダムごとの長寿命化計画を策定し、同計画に基づく予防保全型維持管理により長寿命化対策が必要です。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 設備・機器の異常の有無や損傷の発見等を行う日常的な巡視および状態監視を実施します。堤体、周辺地山の状態監視のため年 3 回程度の定期点検を実施します。取水放流設備、テレメーター設備、電気設備の機能を監視するため年 1 回の定期点検を実施します。貯水池の堆砂量や有効容量を把握するため 1、2 年に 1 回堆砂測量を実施します。ダム管理体制および管理状況、施設・設備の状況を把握するため「ダム定期点検の手引き」に準拠した定期点検を 3 年に 1 回以上、または 5 年に 1 回以上実施します。15 年や 20 年程度の長期間毎に通常の年点検より大規模な設備・機器全体にわたる詳細な点検、総合点検を実施します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 ダム堤体については「事後保全での維持管理」を基本とし、状態観察を行いながら、必要に応じて対応を図ります。 取水放流設備、テレメーター設備、電気設備等については、故障等が発生した場合、社会的な影響が大きいことから「予防保全による維持管理」を基本とし、ライフサイクルコストの縮減・平準化を目指します。 ○安全確保の実施方針 取水放流設備、テレメーター設備、電気設備等について故障等が発生した場合、社会的影響が大きいいため各設備が適切に作動できるよう日常から点検・整備を実施します。 ○長寿命化の実施方針 「ダム維持管理計画」及び「ダムごとの長寿命化計画」に基づき定期的な点検を実施し、その結果をもとに効率的かつ計画的な保全措置を行い、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止する「予防保全型維持管理」に取り組み、維持管理が可能な設備の長寿命化を図ります。

施設類型〔砂防施設等〕

現 状 と 課 題	令和元年度から令和7年度までに、概成後の施設に対して施設状況把握のため定期点検等を行いました。劣化による本体の機能不全を引き起こすような重大な損傷は見られませんでした。今後も引き続き、定期的な点検の実施・評価を行うとともに、砂防関係施設長寿命化計画（案）を策定し、同計画に基づく維持、修繕、改築、更新などの対策を行うことが必要です。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 砂防関係施設は、人命に係わる重要な施設であり、劣化による機能低下により本来の機能を確保できなくなることは避けなければなりません。そこで、定期点検を行うとともに、修繕を行う劣化損傷レベルの判断基準を明確にするためのデータ管理を継続的に実施していきます。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 砂防関係施設に関する台帳を整理するとともに、点検結果から把握した健全度等について概括的に分析し、現状の把握と課題を抽出する。これらを踏まえて予防保全型維持管理によるライフサイクルコストの縮減を考慮し、健全度の結果に基づき定期点検を実施する。健全度評価により修繕等が必要と判断された部位について、平準化を考慮したうえで、修繕・更新を行っていきます。 ○安全確保の実施方針 各施設の状態把握を目的とした定期点検の結果等をうけて、予防保全管理を行うため施設の健全度評価、劣化予測、施設の周辺環境、及びライフサイクルコストの縮減等を踏まえて、対策案の経済性、施工性、環境への影響等を含め、総合的に検討を行います。 ○長寿命化の実施方針 令和8年2月に「長崎県砂防関係施設長寿命化計画書（案）」を作成しました。維持、修繕、改築、更新等にかかるライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画では損傷が軽微である早期の段階に予防的な修繕等を実施することで、砂防関係施設の機能及び性能の保持を図る予防保全型の維持管理を行うこととしています。また、人命に係わる重要な施設であり、劣化による機能低下により本来の機能を確保できなくなることは避けなければなりません。以上のことから、施設の定期点検を実施し健全度評価により修繕等が必要と判断された部位について、修繕方法・修繕対策優先度評価・修繕事業費の検討を行い、修繕等を対応していきます。

施設類型〔下水道〕

現 状 と 課 題	大村湾南部浄化センターとそれに接続する幹線管渠（延長 5.3km）は、供用開始から 25 年を経過しており、浄化センターの土木・建築・機械・電気設備並びに幹線管渠は老朽化が進んでおり、今後も、維持管理・修繕・更新費の増大が見込まれます。このため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図るよう、計画的に点検・調査及び修繕・改築等の対策を行うことが必要です。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 下水道は重要なライフラインであり、施設の機能を継続的に維持する必要があるため、経験と専門的知識を有する民間事業者への包括的民間委託により、定期的な日常点検及び月例点検などを行います。また、概ね 5 年毎に専門的な点検調査・診断を行い、その結果を基に下水道ストックマネジメント計画を見直し、計画的な改築を進めます。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 修繕・改築更新は、点検結果等から重要性や緊急性に配慮して、継続した運営に支障がないように進めていきます。なお、維持管理・小規模修繕等の業務は、包括的民間委託により、24 時間体制で取り組んでいきます。 ○安全確保の実施方針 各種災害時にも継続的に施設運営ができるよう、「大村湾南部流域下水道業務継続計画（BCP）」を策定しています。 ○耐震化の実施方針 幹線管渠と浄化センターの主要な施設は耐震化が完了しており、残る管廊の耐震化も令和 8 年度に完了予定です。 ○長寿命化の実施方針 「大村湾南部流域下水道ストックマネジメント計画」に基づき定期的な点検を実施し、その結果をもとに効率的かつ計画的な保全措置を行い、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止する「予防保全型維持管理」に取り組み、施設の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 重要なライフラインである下水道は、存続が必要であるので、人口変動等地域の実情に応じた適切な施設規模・形態等にも考慮して、将来的に安定した運営が継続できるよう、広域化・共同化も含めて、関連市と密接に連携のうえ取り組みます。

施設類型〔都市公園〕

現 状 と 課 題	県立都市公園は、いずれも開設から 30 年以上が経過しており、今後、維持管理・修繕・更新費の増大が見込まれます。このため、公園施設長寿命化計画を策定し、同計画に基づく予防保全型管理による計画的維持管理を行い、維持管理費の低減、平準化を図りながら、公園施設の長寿命化対策を行う必要があります。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 公園の管理は指定管理者が行っており、日常点検や法定点検、遊具については専門業者による年 1 回の定期点検を実施します。また、長寿命化計画はおおむね 5 年毎に見直しを行うこととなっているため、見直し時に健全度調査を実施します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 国の交付金を活用し、長寿命化計画に基づく公園施設の補修、更新を実施します。また、交付金の対象とならない軽微な補修は、指定管理者と県との協議の上適切に実施します。 ○安全確保の実施方針 指定管理者による巡視、日常点検を実施し、事故防止に努めます。 ○耐震化の実施方針 県立都市公園内の建築物については、公衆トイレ等小規模なものがほとんどであり、耐震化する施設はありません。ただし、グラウンドの照明塔など倒壊すると被害が大きいと判断される公園施設については、法定点検等により適切な維持管理に努めます。 ○長寿命化の実施方針 「公園施設長寿命化計画」に基づき、定期的な健全度調査（5 年に 1 回以上）と補修のサイクルにより長寿命化が見込まれる公園施設については、予防保全型管理へ取り組み、公園施設の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 各県立都市公園の周辺地域の状況変化（人口、年齢構成等）や公園の利用状況を踏まえ、公園施設の集約・複合化について検討し、ストックの適正化を図ります。

施設類型〔自然公園〕

現状と課題	長崎県が設置した自然公園等の施設は、展望台、駐車場、休憩施設、トイレ、自然歩道、標識類等多岐にわたり、その中には、設置から長期間が経過し、老朽化が進んでいるものも多数あるため、維持管理・修繕・更新費の増大が見込まれます。このため、自然公園等施設個別施設計画を策定し、同計画に基づく予防保全型維持管理の実施による長寿命化や施設保有量の適切化対策を進める必要があります。
管理に関する基本的な考え方	○点検・診断等の実施方針 施設管理者は、日常的な巡視・点検を行い、経年劣化や損傷等の早期発見に努めます。建築基準法で定められた定期点検の対象施設については、適切に点検を実施します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 安全で快適な自然公園施設の維持のため、日常的な巡視・点検の中で経年劣化や損傷等を発見し、早期対応に努めます。 ○安全確保の実施方針 巡視・点検により安全な施設利用が困難となっている状態が認められた場合、使用禁止等の緊急対応を実施した後、その後の措置方法を速やかに検討します。 ○耐震化の実施方針 耐震化が必要な特定建築物は所有していないため、特に実施方針は定めていません。 ○長寿命化の実施方針 「自然公園等施設個別施設計画」に基づき、日常的な巡視・点検の中で経年劣化や損傷等を発見し、早期対応に努め、大規模な損傷の発生や劣化の進行等を未然に防止する「予防保全型維持管理」に取り組み、施設の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 自然公園等の施設については、地域の実情や施設利用の変化に応じて、地元市町と協議のうえ、譲与や廃止等の検討を行います。

施設類型〔森林公園〕

現状と課題	県民の森は明治 100 年記念として昭和 43 年に開園し、特に主要施設が整備された平成 2～10 年から約 30 年が経過し、経年劣化による施設の老朽化等が顕著となっています。現有施設を今後とも適正に管理しながら健全な状態で県民に提供していく必要があるため、利用者の安全・安心の確保等を目的として、令和 7 年度から県民の森整備・改修 10 か年計画を策定し、同計画に基づき予防保全型維持管理による長寿命化対策を実施します。
管理に関する基本的な考え方	○点検・診断等の実施方針 県民の森内の木造施設は建築後約 30 年経過し、近年、支柱や外壁などの腐朽が顕著となっておりキャンプ場管理棟など 25 棟について、専門家による部材の安全性、強度、耐用年数、耐震性等の緊急点検、調査を実施し必要な改修計画を策定します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 下記要件にのっとり、緊急性の高い施設から優先して改修していきます。 ①現に法令等に違反、抵触しているもの ②利用者の安全・安心の確保、耐震性・耐久性に問題があるもの ③耐用年数が経過したもの ④施設の長寿命化を図るもの ⑤施設の取り壊し、撤去、その他 ○安全確保の実施方針 点検診断等により危険性が認められた施設等については速やかに利用を休止し、応急措置やその後の修繕などの安全対策を実施します。 ○耐震化の実施方針 点検診断等により危険性が認められた施設等については速やかに利用を休止し、応急措置やその後の修繕などの安全対策を実施します。 ○長寿命化の実施方針 令和 7 年に策定した「県民の森整備・改修 10 か年計画」に基づき、定期的に点検診断等を実施し効率的かつ計画的な予防保全型維持管理を行います。 ○統合や廃止の推進方針 県民の森は 382ha と広大であるが、分散配置された施設もあることから効率的、経済的に管理していくために重点的に整備していくゾーンの設定や施設の改廃について検討します。特に老朽化が進行している施設のうち改修しても利用率が低いと見込まれる分散施設については廃止、撤去を検討します。

施設類型〔土地改良事業関連施設〕

現状と課題	これまでに土地改良事業等により造成した施設は、農業水利施設（ダム等）を始めとして、農道、地すべり防止施設、海岸保全施設など、多岐にわたっており、食料生産や農業農村の防災・減災を支える重要なインフラ施設となっています。これら施設の多くは老朽化が進んでいるため、効率的な補修・更新に取り組み、安定的な機能発揮を図るとともに、個別施設計画（機能保全計画及び長寿命化計画を含む）を策定し、同計画に基づき長寿命化を図る必要があります。
管理に関する基本的な考え方	○点検・診断等の実施方針 施設の状態を把握するために点検・診断を実施しますが、その頻度は施設の重要度等を踏まえて設定します。また、点検・診断の結果を受けて、適正な健全度の評価や劣化予測を行います。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 予防維持管理を前提として、点検・診断の結果を活用しながら、市町等と連携して効率的かつ計画的な維持補修を実施します。 ○安全確保の実施方針 点検・診断の結果、施設の機能維持に係る問題がある場合、劣化・損傷の程度等により優先順位を決定し、計画的な補修、補強、更新事業を実施します。 ○耐震化の実施方針 県が所有する施設（ダム、農道橋）については、耐震性点検を実施し、必要に応じて対策を実施します。 ○長寿命化の実施方針 予防維持管理を前提として、点検・診断の結果を活用しながら、市町等と連携して効率的かつ計画的な維持補修に取り組み、施設の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 施設の補修等に当たっては、社会情勢の変化を常に把握しながら、施設機能維持の必要性を検証しながら推進していきます。

施設類型〔林道橋梁〕

現 状 と 課 題	長崎県が管理する林道は7路線、延長約7.5kmであり、橋梁5橋となっています。今後、老朽化による維持管理が必要となるため、長崎県営林道施設長寿命化計画を策定し、同計画に基づき予防保全型維持管理の実施による長寿命化を図る必要があります。（現在、建設から50年超の橋梁3橋）
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 林道の利用状況をふまえ、5～10年に1回程度の頻度を基本とします。また、主要道路の迂回路としての機能を有する橋梁（該当橋梁なし）、または、供用開始後50年を経過した橋梁にあつては5年に1回の頻度で定期点検を行います。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減等を図るため、定期的な点検により早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に適切な対策を実施します。 ○安全確保の実施方針 点検・診断等により構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高い状態が認められた場合、通行止め、通行規制等の緊急対応を実施した後、その措置方法を速やかに対応します。 ○耐震化の実施方針 主要道路の迂回路としての機能を有する橋梁については、令和16年度までの耐震化を計画していましたが、該当する橋梁はありませんでした。 ○長寿命化の実施方針 平成27年度に策定した「長崎県営林道施設長寿命化計画」に基づき、定期的に点検診断等を実施し効率的かつ計画的な予防保全型維持管理を行います。（令和4年度改訂） ○統合や廃止の推進方針 廃止した路線については、他用途への転用（公園施設道路、市町村道等）などの利活用を図ります。

施設類型〔治山施設〕

現状と課題	これまで治山事業により、山地災害の復旧や予防のため治山ダム等の防災施設を設置してきました。これらの施設は今後 20 年以内にその半数以上が施工後 50 年を経過する状況で、老朽化対策が課題となってきました。このため、治山施設に係る個別施設計画を策定し、同計画に基づき施設の点検や必要に応じた更新、補修を実施し、長寿命化を図る必要があります。
管理に関する基本的な考え方	○点検・診断等の実施方針 施設の状態を把握することを目的として定期点検を実施しますが、その頻度は施設の保全対象との位置関係など重要度を踏まえた上で設定します。また、点検により得られた劣化・損傷等の情報を森林 GIS により統合管理し、適正な健全度の評価や劣化予測を行います。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 予防保全的手法を導入した効率的かつ計画的な維持補修を実施します。また、施設の重要度や環境条件、その他様々な要因等を踏まえ、これに応じた維持管理区分に基づき適切な維持管理を行います。 ○安全確保の実施方針 点検の結果、施設の機能維持状況等に問題がある場合、劣化・損傷の程度や保全対象との距離等により優先順位を決定し、計画的な補修、補強、更新事業を実施します。損傷の著しい施設は、必要に応じて立入禁止措置を講じつつ、安全を確保します。 ○長寿命化の実施方針 平成 26 年 3 月に策定した「治山関係施設維持管理等行動計画」に基づき、森林 GIS で統括的に管理された個別施設の状態に関する情報を活用し、劣化進行の予測も踏まえた維持費用を想定したうえで、令和 2 年度までに「治山施設に係る個別施設計画」を策定済みであり、令和 8 年度に計画改定を実施します。今後も計画的に施設の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 集落の人口推移等による社会情勢の変化を常に把握しながら、施設の機能維持の必要性を検証し、施設管理の廃止も含めた検討を随時実施していきます。

施設類型〔漁港〕

現状と課題	長崎県が管理する漁港は 51 漁港、漁港施設（外郭施設＋係留施設）の延長は約 227km、漁港に関する海岸保全施設延長は約 43km です。高度経済成長期に建設された施設も多く、今後は老朽化による修繕費や維持管理費、更新費の増大が懸念されます。このため、漁港ごとの機能保全計画及び海岸ごとの長寿命化計画を策定し、同計画に基づき予防保全型の維持管理計画による施設の長寿命化および維持管理費用、更新費用の平準化を図る必要があります。
管理に関する基本的な考え方	○点検・診断等の実施方針 老朽化の有無を確認する目視調査、また必要に応じ専門的な詳細調査を実施することにより施設の機能診断(評価)を行います。機能診断後も、日々の日常点検、臨時点検に加え、基本的に 10 年に 1 回の定期点検を実施し、新たな老朽化の発見等に努めるとともに、診断結果の見直しを行います。また、施設点検において専門知識を有する県職員 0B と共同で行うことにより点検の効率化及び技術継承を図ります。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 漁港施設の機能を維持し、安全な漁労活動を下支えするとともに、必要とされる防災・減災機能を発揮するため、定期的な点検により早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に効果的かつ効率的な対策を実施します。 ○安全確保の実施方針 点検等により危険性が認められた場合、直ちに施設の使用禁止等の緊急対応を行い、その後速やかな対策工事の実施に努めます。 ○耐震化の実施方針 港湾・漁港における大規模地震対策に関する基本方針等により、防災拠点港である長崎漁港（長崎地区）、小値賀漁港、平漁港においては、耐震強化岸壁の整備を行います。さらに、長崎漁港（三重地区）においては、発災後にも水産物流通を途絶えさせないよう、長崎魚市前の岸壁の耐震化にも取り組みます。 ○長寿命化の実施方針 「漁港ごとの機能保全事業計画」及び「海岸ごとの維持管理・更新計画」に基づき機能診断を実施し、診断により計画的な機能保全対策を行うことで低下した性能の回復に努めることにより所要の性能を維持しながら施設の長寿命化を図ります。 ○統合や廃止の推進方針 利用形態に大きな変動が生じた場合は地元市町や関係者と協議し、地域の実情に応じて、他用途への転換等を検討してまいります。

(3) その他施設（交通局・長崎県立大学）

施設類型〔交通局〕

現 状 と 課 題	所有する主な施設は、本局、中央整備工場、営業所及びターミナルなどがあります。 施設の維持管理及び更新等に要するコストについては、企業会計手法に基づき適切に把握し経営計画に反映させており、引き続き乗客の利便性や安全性を確保していくため、交通局施設等の維持管理・更新計画を策定し、同計画に基づき予防保全型維持管理による長寿命化対策を図るとともに、計画的な維持管理及び更新等を行う必要があります。
管 理 に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方	○点検・診断等の実施方針 事業用施設等については、定期点検及び日常的な点検を継続して行い、これらの点検から得られた危険箇所等の情報を一元的に管理し、維持管理に活用します。また、施設が老朽化していることから、必要に応じて外壁等の診断を行い、劣化状況の把握に努めます。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 事業用施設の危険箇所等の情報を元に、計画的な補修・更新等による予防保全型維持管理への転換を進め、維持管理等に係る財政負担の軽減と平準化に取り組むとともに、計画的な更新の検討を進めます。 ○安全確保の実施方針 施設の点検・診断により危険性が認められた場合は、応急措置やその後の補修など、安全対策を優先的に実施します。 ○耐震化の実施方針 老朽化のため耐震化が困難な長崎ターミナル及び大村ターミナルについては、市街地再開発事業による建替えに向けて準備組合が設立されたところであり、再開発事業の円滑な推進に向けて協力していきます。 ○長寿命化の実施方針 建築基準法に基づく現行の耐震基準が導入された昭和 56 年 6 月以降に設計、建築された耐震性を持つ、RC 造（鉄筋コンクリート造）の施設の使用期間を概ね 65 年とし、定期点検や日常点検により危険箇所等の把握し、これにより得られた情報に基づき、財源等を勘案しながら、効率的かつ計画的な保全措置を行う「予防保全型維持管理」に取り組み、施設の長寿命化を図ります。

施設類型〔長崎県立大学〕

現状と課題	長崎県立大学佐世保校の主な施設のうち、4号館、5号館、6号館、附属図書館及び体育館以外については、更新時期を迎えたことから、平成28年4月の学部学科再編と併せて、建替事業に取り組んでおります。また、大学施設に係る個別施設計画を策定し、同計画に基づき予防保全型維持管理に努めることで施設の長寿命化を図るとともに、比較的新しい施設についても、建築後約20年が経過していることから定期的な維持補修に取り組みつつ、将来の大規模修繕に向けて計画的な対応が必要です。シーボルト校については、引き続き良好な教育研究環境を維持するために、定期的な維持補修に取り組みつつ、将来の大規模修繕に向けて計画的な対応が必要です。
管理に関する基本的な考え	○点検・診断等の実施方針 各施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性へ影響を与えるような劣化・損傷の程度や原因等の把握に努めるとともに、劣化・損傷の影響などについて評価（診断）します。 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 将来にわたり長く利用する施設の維持管理・修繕については、中長期的な視点から計画的な予防保全型の管理や修繕による長寿命化を図ることで、施設のライフサイクルコストの削減や財政負担の平準化を目指します。 ○安全確保の実施方針 点検・診断等により高い危険性が認められた場合は、速やかに利用を休止し、応急措置やその後の修繕などの安全対策を実施します。 ○耐震化の実施方針 佐世保校の主要な建物のうち5棟は、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていなかったため、建替事業に取り組んできました。令和8年度の完成に向けて、引き続き建替事業を進め、安全性の向上を図っていきます。 ○長寿命化の実施方針 点検等に基づく計画的な修繕や損傷が軽微である早期段階において、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理に努めることで、施設の長寿命化を図ります。 ○施設の集約に関する方針 社会的必要性や人材需要、また、学生確保の見通しなどを踏まえて、今後、学生定員を見直す必要があると判断される場合には、適正な施設規模に除却するなど施設の保有数量の縮小に努めます。

¹ 長崎県ファシリティマネジメント導入基本方針…「ファシリティマネジメント」とは、土地、建物及び施設等の財産を、経営的視点から最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、管理運営するための総合的な管理手法のこと。厳しい財政状況の中、県有財産の最適化を図り、歳入確保及び歳出削減の両面から行財政改革に資することを目的として平成 22 年 5 月に策定した。県有財産の保有総量の縮小、管理の最適化及び新たな有効活用等を具体的な取組方針としている。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/kennokeikaku-project/fm/>

² 長崎県公共土木施設等維持管理基本方針…予防保全的手法を導入し、効率的かつ計画的な維持補修による、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図り、更新を含む投資費用の低減化と平準化を図ることを目的として平成 19 年 3 月に策定した。これに基づき、土木部が所管する施設を 12 種類に分類し、それぞれについて維持管理計画を順次策定することとし、平成 25 年度までに全ての分類で策定が完了した。

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/06/1371108125.pdf>

³ インフラ長寿命化基本計画…老朽化対策に関する政府全体の取組として、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、平成 25 年 11 月にとりまとめられた。基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画として、各省庁は「インフラ長寿命化計画」を、地方公共団体は「公共施設等総合管理計画」を、平成 28 年度までに策定することとされた。さらに、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画」を、令和 2 年度までに策定することとされた。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html

⁴ 建物施設…本基本指針における「建物施設」とは、庁舎、学校及び警察施設など、地方自治法第 238 条の規定による公有財産（長崎県公有財産表）のうち、建物をいう（土地、山林、動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利及び財産の信託の受益権は対象としない）。

⁵ インフラ施設…本基本指針における「インフラ施設」とは、道路、橋りょう及びトンネルなどの公共土木施設、並びに、交通安全施設をいう。

⁶ その他施設…本基本指針における「その他施設」とは、公営企業（交通事業）である交通局、及び、地方独立行政法人である長崎県公立大学法人に属する土地、建物及び構築物をいう。

⁷ 総務省ホームページ「更新費用試算ソフト」…地方公共団体が将来の更新費用を簡便に推

計するためのフリーソフトとして頒布されたもの。

<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

⁸ 平成 25 年 9 月 1 日現在で地方公共団体が保有する公共施設等のうち解体撤去の意向のあるものは、全国で 12,251 件、平均築年数は 41 年である。全ての都道府県及び市区町村を調査対象とし、全 1,789 団体中、1,786 団体が回答（回答率：99.8%）。「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（総務省自治財政局地方債課、平成 25 年 12 月）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei05_02000056.html

⁹ ライフサイクルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

¹⁰ 多数の者が利用する建築物…耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物で、学校、体育館、病院、福祉施設、ホテルなど多数の人が利用する一定規模以上の建築物をいう。

¹¹ 緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3 箇年プログラム…新潟県中越地震（平成 16 年）の発生等を踏まえ、国と都道府県等が連携して平成 17 年 5 月に策定した。昭和 55 年より古い基準等で設計した橋梁のうち、特に優先的に耐震補強を実施する必要がある橋梁について、平成 19 年度までの 3 箇年で重点的に耐震補強を実施した。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/06/060308_.html

¹² 保全情報システム（BIMMS）…地方自治体の施設保全情報についてインターネット方式を活用して一元的に管理し、ストックマネジメントを支援するシステムをいう。全国の都道府県及び政令指定都市の要望を受け、一般財団法人建築保全センターが共同利用できるよう開発したシステムであり、国の「保全業務支援システム（BIMMS-N）」と基盤を共有している。自前のシステム開発に比べ、低コストで必要な機能を利用することができる。Building Information for Maintenance & Management Support の略。

¹³ 公共施設等適正管理推進事業債…公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、平成 27 年度から「公共施設等最適化事業債」として地方債措置され、平成 29 年度から長寿命化対策等を追加するなど内容を拡充し、「公共施設等適正管理推進事業債」として地方債措置された。

¹⁴ P P P…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。P F I…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

¹⁵ ネーミングライツ（命名権）…県有施設に、企業名や商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する権利のことをいう。命名権を取得した企業等（ネーミングライツ・パートナー）は、県に命名権料を納める。

¹⁶ 長崎県行政経営方針…長崎県総合計画の着実な推進を下支えする長崎県庁の行政経営に関する方針として策定。この方針では、長崎県庁が目指す姿を「Ⅰ 挑戦が生まれる風土に」、「Ⅱ 信頼がつづく仕組みに」、「Ⅲ わたしらしさが輝く場に」の3つの視点から示し、これらの取組を循環させ、必要に応じて見直しを加えながら、「挑戦と持続が両立する行政経営」を実現することとしている。

長崎県公共施設等総合管理基本方針

平成 27 年 12 月

(令和4年3月 改訂)

(令和 5 年 12 月 一部改訂)

(令和 8 年6月 改訂)

長崎県総務部財産活用室
